

政 経 研 究

第五十八卷 第三・四号 2021年12月

論 説

外国為替取引における米ドル決済リスク

——クロスボーダー取引における決済通貨に米ドルを選択するリスクとは——

… 横 溝 えりか

五輪開催期間における日本のニュース番組の報道傾向

——北京五輪・ロンドン五輪・リオ五輪報道の比較から——

… 中 正 樹

市町村の社会復帰促進センター誘致を促す要因

… 斎 藤 英 明

雑 報

政経研究 第五十八卷 索引

政経研究 第五十八巻第一号 目次

論 説

建設的保守主義と戦間期のイギリス保守党
—— ボールドウィン保守主義をめぐる新地平 ——
…… 渡 邊 容 一 郎

特別講演

台湾地方産業経営創新
—— 政府社会事業支持と企業の社会的性現況
（台湾地域産業経営革新）
—— 政府による社会事業支援と企業の社会的現況 ——
…… 李 福 斯

政経研究 第五十八巻第二号 目次

論 説

欧州人民党とフィデス
—— ハンガリー権威主義政党の処分と脱退 ——
…… 山 本 直

啓蒙の世紀とアダム・スミス …………… 山 口 正 春

資 料

ジョン・ステュアート・ミル『代議制統治論』自筆草稿
—— 第14章と第15章（翻刻） ——
…… 川 又 祐
吉 野 篤
荒 井 祐 介
トーマス・ロックリー

論 説

政策立案におけるPublic Relationsの役割 …… 岩 井 義 和

論 説

外国為替取引における米ドル決済リスク

——クロスボーダー取引における決済通貨に米ドルを選択するリスクとは——

横 溝 え り か

要約

本稿の目的は、クロスボーダー取引における決済通貨として、米ドルを選択することから生じるリスクの存在を明らかにすることにある。外国為替取引における米ドルでの決済リスクとは、米ドルを、クロスボーダー取引で用いる通貨に選ぶことによって、外国為替取引の決済に関わる金融機関が損失を被る可能性や、クロスボーダー取引そのものができなくなる可能性を指す。決済通貨として米ドルを選択することから生じるリスクは、第二次世界大戦後、アメリカの経済上の覇権のもと、構築・提供されてきた国際金融システムという経済インフラを、提供されるサービスへの対価を支払うだけで利用できていた時代にはあまり認識されてこなかった。

クロスボーダー取引が米ドルで行われるなら、取引当事者双方がアメリカ国外にあっても、アメリカはその取引を禁止できる。アメリカがクロスボーダー取引の一方の当事者を制裁対象にすると、取引の決済を行う金融機関に、決済を行った場合にペナルティを課すという脅しをかけることで、アメリカはその取引自体を禁止できる。金融機関にとって、ペナルティを避けるには、取引当事者からどこまで遡ってデューデリジェンスを行うべきかという問題もある。ペナルティが課されることを避けるために、金融機関が取引相手を絞り込む結果、国際的な決済ネットワークは分断され、クロスボーダー取引の決済では

利用可能な選択の幅が狭められる恐れがある。外国為替取引における決済サービスの寡占化は、外国為替取引における決済コストの上昇に繋がる。

目次

はじめに

1. 外国為替取引の決済 コルレス銀行方式と CLS 方式
2. 香港におけるユーロ米ドル取引
3. マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策 FATF 勧告および OFAC 規制
4. 外国為替取引決済サービスの寡占化

結びにかえて

はじめに

クロスボーダー取引（国境を跨ぐ取引）は、それが金融取引であるにしても、貿易取引であるにしても、外国為替取引を伴うことになる。そして外国為替取引の背後には必ず、外国為替の決済が生じる。第二次世界大戦後のブレトン・ウッズ体制（IMF・GATT 体制）は、米ドルと金との交換比率を固定し、その米ドルと各国通貨との交換比率を固定（平価を設定）する、米ドルを基軸通貨とした国際通貨制度であった。しかし1971年に、当時のアメリカ大統領によって米ドルと金との交換停止が宣言されると（いわゆるニクソン・ショック）、米ドルに金の裏付けはなくなり、スミソニアン体制を経て、各国の通貨制度は、米ドルとの交換比率が多くの場合は市場で決まるものへと移行した。2021年の今、米ドルが金の裏付けのある基軸通貨ではなくなってから、半世紀が経過した。しかし世界全体の外国為替取引で用いられている米ドルの割合は、国際決済銀行（BIS）（2019）の統計によると、2019年時点で89%と取引の大半を占めている。

ここで世界全体の外国為替取引から、対象を、アジア各国・地域の

外国為替取引に絞り込んでみる。国際決済銀行（BIS）では3年毎に、世界の外国為替市場取引の実態調査結果を公表している。その調査結果では2013年、2016年、2019年の3回にわたり、各国・地域別に、外国為替取引で用いられた通貨の種類が明らかにされている。それらの調査結果を使って、アジア各国・地域の外国為替取引に用いられている通貨を見てみる⁽¹⁾。

直近の2019年の調査によると、アジア各国・地域で外国為替取引に用いられる米ドルの割合は、日本を除いて90%を超えている。他方で日本円の割合は、日本、シンガポール、香港を除いて10%未満となっている。これらは、直近で、日本、シンガポール、香港を除く、アジア各国・地域で行われる外国為替取引のほとんどが米ドルと各国通貨との取引となっていることを示している。

国・地域別で外国為替取引に用いられる通貨については、2019年に加えて、2013年と2016年にも同様に、調査結果の公表が行われている。アジア各国・地域について、まずはASEANの国々から見てみる。インドネシアでは外国為替取引で用いられる米ドルの割合と日本円の割合は2013年の調査でそれぞれ77%、32%と、日本円の割合も比較的大きかった。しかし2016年の調査で、それぞれ93%、6%と米ドルとの取引がほとんどを占めるようになり、2019年の調査でも93%、2%と、米ドルとの取引がほとんどを占める状態は変わっていない。マレーシアでも外国為替取引で用いられる米ドルの割合が2013年の88%、2016年の91%、2019年の96%と徐々に増えて、直近では米ドルが取引のほとんどを占める状態となっている。日本円が占める割合は、2013年の4%から、2016年に7%へとわずかに増加したものの、2019年には再び4%に戻っている。フィリピンでは米ドルの割合が98～99%と一貫して、外為取引のほとんどを占める状態となっている。タイでも同様に米ドルの割合が2013・16・19年で一貫して94%と、米ドルとの取引が外為取引の大半を占めている。その一方で外為取引に占める日本円の割合は、2013年が11%、2016年が10%、2019年が6%と、一貫して低下して

きている。シンガポールについては、米ドルの割合が92～93%であり、日本円の割合は2013年が25%、2016年が31%、2019年が25%となっている。

香港については、2019年の調査だけでなく、先に行われた2013年、2016年の調査も含めて、米ドルの割合が96～97%であり、香港で行われる外国為替取引のほとんどが、米ドルとの取引となっている。その一方で日本円の割合は、2013年が18%、2016年が23%、2019年が16%となっている。中国については、米ドルの割合が2013年が94%、2016年が97%、2019年が98%であり、中国元の割合は2013年と2016年が76%、2019年が75%となっている。一方で日本円の割合は、2013年が7%、2016年と2019年が4%となっている。中国における外国為替取引のほとんどが、米ドルと中国元との取引になっていることが見てとれる。アジアの国・地域での外国為替取引に占める日本円の割合は、日本、シンガポール、香港を除いて、10%未満となっていることから、アジア各国・地域において、外国為替取引に用いられる通貨は米ドルであることが、あらためて確認できる。

クロスボーダー取引に用いる通貨は、基本、取引当事者間で自由に選択することができる。米ドルがもはや基軸通貨ではないにも関わらず、世界、なかでもアジア各国・地域の外国為替取引の大半で、用いられている現状において、米ドルをクロスボーダー取引に用いるリスクはどれほど認識されているのであろうか。本稿では、米ドルをクロスボーダー取引に用いるリスクのうち、決済リスクに焦点を当てる。

一般に、外国為替取引における決済リスクとは、取引の一方の当事者が売渡通貨を支払ったにもかかわらず、取引相手方の破綻等により、買入通貨を受け取ることができず、損失を被る可能性をいう。他方、本稿で言う、外国為替取引における米ドルでの決済リスクとは、アメリカが制裁手段として国際金融システムを利用するなか、クロスボーダー取引で用いる通貨に米ドルを選ぶことで、外国為替取引の決済に関わる金融機関が損失を被る可能性や、クロスボーダー取引そのもの

ができなくなる可能性を指す。

これまで経済学の分野では、クロスボーダー取引で用いられる通貨としての米ドルについての研究は、国際通貨の信認問題として進められてきた。米ドルの信認問題研究として、比較的新しいものに、グローバル・インバランス研究の Caballero, Farhi and Gourinchas (2008) 等が挙げられる。グローバル・インバランス研究は、国際収支の不均衡を問題視し、不均衡の是正策を探る研究である。国際収支の継続的な赤字は、クロスボーダー取引で用いられる当該国通貨に対する信認の喪失に繋がる。Caballero, Farhi and Gourinchas (2008) では、アメリカの経常収支赤字と金融収支赤字とが取り上げられている。

本稿の目的は、クロスボーダー取引における決済通貨として、米ドルを選択することから生じるリスクの存在を明らかにすることにある。決済通貨として米ドルを選択することから生じるリスクは、アメリカの経済上の覇権が明らかで、国際金融システムという経済インフラを、提供されるサービスへの対価を支払うだけで利用できていた時代にはあまり認識されてこなかったものである。

本稿の構成は次のとおりである。第1節では外国為替取引の決済について、伝統的な決済方式であるコルレス銀行方式と、比較的新しい決済方式である CLS 方式との違いを確認する。第2節では、外国為替取引の決済を、決済に用いる通貨を発行する国の外からリモートで行うユーロ通貨取引、なかでも香港のユーロ米ドル取引について、CLS 方式での取引と対比させつつ、説明する。第3節では、外国為替取引の決済において求められる、マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関わる多国間での取り組みとアメリカ独自の取り組みの双方を見る。マネーロンダリングおよびテロ資金供与に係る法令違反から、外国為替取引の決済に関わる金融機関が被った損失の事例と、取引当事者がともにアメリカ国外にいるにも関わらず取引に米ドルを用いるために取引ができなくなった事例とを紹介する。その上で、第4節では、金融機関が規制違反から被る可能性のある損失を恐れた結果、起こりつ

つあるとされる外国為替取引での決済サービス寡占化に触れる。最後の、結びにかえてでは、本稿で明らかにした、クロスボーダー取引における決済通貨として、米ドルを選択することから生じるリスクの存在への政策的対応として、アジアの現状に合わせて、円の国際化政策を見直すことの有効性を挙げる。

1. 外国為替取引の決済 コルレス銀行方式と CLS 方式

外国為替取引の背後には必ず、外国為替の決済が生じる。決済を行う銀行（決済銀行）は、中央銀行に対する債権のみを支払として受け入れる。国内の銀行間決済であれば、決済は、それぞれの銀行が同じ中央銀行に持つ預金の振替によって行われる。しかし国境を跨いで行われる外国為替取引に、国際的な中央銀行は存在しない。決済に用いられる通貨を発行する国の中央銀行に口座を持たない、決済銀行以外の銀行は、代わりに、決済銀行向けの債権を受け入れなければならない。決済に米ドルを用いるのであれば、アメリカの連邦準備銀行に口座を持つ決済銀行以外の銀行は、米ドルの決済銀行向け債権、つまり、アメリカの決済銀行に米ドル口座を持たなくてはならない。

日本の A 銀行の顧客（オリジネーター）から、アメリカの B 銀行の顧客（ベネフィシヤリー）へと、米ドルで支払い（米ドル送金）を行う場合で考える。B 銀行（ベネフィシヤリーの銀行）は連邦準備銀行に口座を持っているが、A 銀行（オリジネーターの銀行）は連邦準備銀行に口座を持っていないとする。この場合、A 銀行の顧客から、アメリカの B 銀行の顧客への米ドルでの支払いには、A 銀行が B 銀行に開設している A 銀行の米ドル口座（米ドルの決済勘定）から預金の米ドルを減らすという形が取られる。A 銀行と B 銀行との間での、こうした外国為替取引に関する契約をコルレス契約といい、コルレス契約に基づいて B 銀行に開設される米ドル口座を、コルレス勘定という。そして、B 銀行をコルレス銀行（correspondent bank）、A 銀行を被コルレス銀行

(respondent bank) とよぶ。また、こうした銀行間での送金に際して、送金情報の通信サービスを提供しているのが、国際銀行間通信協会 (SWIFT) である。銀行間の送金指示は、一般的には SWIFT 経由で行われる。

外国為替 (外為) 取引の決済には、大きく分けて 2 つの方式がある。1 つが上記のとおり、コルレス銀行を介したもので、もう 1 つが CLS (Continuous Linked Settlement; 多通貨同時決済システム) を介したものである。コルレス銀行方式による外為取引決済では、銀行同士の繋りを、鎖の輪に例えることができる。先ほどの A 銀行と B 銀行の例では、A 銀行と B 銀行とのあいだでコルレス契約が結ばれているとしたが、両行のあいだでコルレス契約が結ばれていない場合、A 銀行は、B 銀行とコルレス契約を結んでいる別の銀行 (仮に C 銀行とする) を経由して、B 銀行に米ドルでの支払いを行うことになる。A 銀行から C 銀行へ、C 銀行から B 銀行へと、銀行同士が銀行間での振替とコルレス契約という 1 つ 1 つの輪を繋げ、連鎖 (チェーン) を使って、支払う者から受け取る者へと、資金を移動させていく。

こうした外為取引の伝統的な決済方式であるコルレス銀行方式での取引には、ヘルシュタット・リスクが存在する。ヘルシュタット・リスクとは、外為取引において、一方の当事者が売渡通貨を支払ったにもかかわらず、取引相手方の破綻等により、買入通貨を受け取ることができず、損失を被る可能性のことをいう。CLS (多通貨同時決済システム) は、このヘルシュタット・リスクを、異なる通貨間での PvP (Payment-versus-Payment) 決済、つまり異なる通貨間での同時点決済を行うことにより、削減する仕組みとなっている。PvP 決済は、ある通貨の送金の最終的な移転 (トランスファー) が、他通貨の送金の最終的な移転 (トランスファー) が行われてはじめて、実行される仕組みである。外為取引の伝統的な決済方式であるコルレス銀行方式に対して、CLS は 2002 年 9 月から運用が開始された。

CLS は、2 つの通貨を同時点で決済する仕組みである。2 つの通貨

を同時点で決済するには、外為取引の決済を、特定の決済機関に集中させる必要がある。この特定の決済機関として、決済専用銀行 CLS Bank International（以下、CLS 銀行とする）が設立された。CLS への参加銀行（決済メンバー）は、CLS 銀行に、複数通貨の口座（マルチカレンシー口座）を開設する。CLS では、CLS 銀行に開設されたマルチカレンシー口座を利用して、言い換えれば CLS 銀行が取引当事者の間に立って、外為取引の決済を行う。CLS 銀行は、個々の支払指図ごとに決済メンバーの口座間で、振替をグロスベースで行う。CLS は、それぞれの取引当事者が支払い通貨を、互いに確実に受け渡せる状態になって初めて、CLS 銀行に取引当事者が持つ口座上で同時に決済が行われる仕組みである。

だが CLS 銀行は中央銀行ではない。CLS への参加銀行（決済メンバー）間での資金の最終的な受け渡しは、通貨ごとに、各国の中央銀行にある口座を使って行われる。CLS で扱う通貨は、2021年5月時点で米ドル、ユーロ、日本円、英ポンドなど、合計で18種類となっている⁽²⁾。CLS 銀行はこれらの通貨ごとに、各国の中央銀行に口座を開設している。

参加銀行（決済メンバー）間での資金の受け渡しは、CLS への参加銀行（決済メンバー）が各国の中央銀行に持つ口座間の振替により、CLS 銀行が各国の中央銀行に開設した口座を介して、ネット（差額）ベースで行われる。支払い通貨は、支払い側の参加銀行（決済メンバー）が中央銀行に持つ口座から、CLS 銀行が中央銀行に持つ口座へと払い込まれる。これはペイインとよばれる。そして支払い通貨は、CLS 銀行が中央銀行に持つ口座から、受取り側の参加銀行（決済メンバー）が中央銀行に持つ口座へと払い出される。これはペイアウトとよばれる。CLS 銀行から参加銀行（決済メンバー）への通貨の払い出し（ペイアウト）は、参加銀行（決済メンバー）から CLS 銀行への通貨の払い込み（ペイイン）が確認されてから実行される仕組み、つまり PvP 決済（同時点決済）となっている。CLS のもとで行われる外国為替取引の決済は、

世界各国・地域の中央銀行の当座預金上で、同一時間帯に一齐に実行される。

このように、CLS で異なる通貨が同時点で決済される仕組みは、参加銀行（決済メンバー）が CLS 銀行に開設した預金口座を通じた決済と、CLS 銀行が各中央銀行に開設した預金口座を通じて参加銀行（決済メンバー）との間で行う決済資金の受け払いという、2 つから成り立っている。

CLS 銀行は、複数の国・地域の民間銀行が共同出資して、ニューヨークに設立された、特別目的銀行である。CLS 銀行のオペレーションは、ロンドンに設立された CLS Services に委託して行われる体制となっている。CLS という決済システムへの参加者を、決済メンバー（Settlement Member）という。そして CLS を利用して外為取引を決済する決済メンバーの顧客が、CLS におけるサードパーティー（Third Party）となる⁽³⁾。2021年5月時点で、CLS の決済メンバーの数は70以上、CLS のサードパーティーの数は2万5千以上となっている。

CLS の決済メンバーとなるには、CLS が、最終的な決済とネットティングについて、当局から満足のいく法的な見解が得られる管轄内に、当該銀行が居住している必要がある⁽⁴⁾。CLS の決済メンバーは、金融当局によるプルーデンス規制に従わなくてはならない。また、CLS の決済メンバーとなるには、満たさなくてはならない、金融上の要件がある。要件の1つが当該金融機関への主要な監督者によって課さる、最低限の自己資本と自己資本比率と同等かそれを上回る自己資本を維持できる能力であり、もう1つの要件が長期信用格付けが（CLS によって決められた）BB- 以上であることである⁽⁵⁾。

CLS の決済メンバーは、反マネーロンダリングの要件も満たさなくてはならない。反マネーロンダリングの要件とは、顧客による違法なマネーロンダリング活動あるいはその他の違法な活動を追跡する手続き、それも実行されている手続きを持っていることである。

これらの要件を満たす金融機関が CLS の決済メンバーになるにあ

たっては、CLS 銀行の親会社である CLS Group Holdings の株主になる・ならないの選択肢がある。いずれの選択をしても、決済メンバーとして受けることができる便益は同じであるが、株主になることを選択した決済メンバーは、株主としての権利を持つことができる。

以上、コルレス銀行方式は、相手国の特定の銀行との間で、任意に構築する相対の個別決済システムである。コルレス銀行方式が個別決済であるのに対して CLS は、CLS という決済システムへの参加者間で決済が行われる。

2. 香港におけるユーロ米ドル取引

コルレス銀行方式での外為取引の決済においては、コルレス銀行が、外貨資金決済を代行する。つまり、コルレス銀行方式の外為取引決済では、海外現地所在の決済代理人のサービスを利用して、決済が行われることになる。海外現地所在の決済代理人のサービスを利用して行われる決済という点で、ユーロ米ドル取引をはじめとするユーロ通貨取引は、コルレス銀行を介したものと似た取引となる。ユーロ通貨取引では、決済が海外からリモートで行われる。たとえばユーロ米ドル取引であれば、アメリカの国外から、アメリカにある米ドルを用いて、決済を行うことになる。

香港では、香港内に、米ドルの即時グロス決済 (Real Time Gross Settlement; RTGS) システムである米ドル CHATS (Clearing House Automated Transfer System) が構築されている。この米ドル CHATS の構築によって、香港において米ドル支払いを行う仕組みが改善された。香港内に米ドルの即時グロス決済システムを構築する目的は、米ドル取引の決済を、アジアの時間帯で提供することにあるとされる⁽⁶⁾。米ドルの銀行間支払いを即時グロス決済 (RTGS) ベースで処理することで、香港の米ドル CHATS も CLS 同様、ヘルシュタット・リスクに対応している。同システムは2000年8月より稼働が開始されている。

香港の米ドル CHATS は、香港銀行間清算会社（Hong Kong Interbank Clearing Limited）によって運営されている。この香港銀行間清算会社は、香港の中央銀行にあたる香港通貨管理局（Hong Kong Monetary Authority: HKMA）と、香港銀行協会（Hong Kong Association of Banks）の両者、それぞれによって50% ずつで所有されている。香港通貨管理局と香港銀行協会の両者が合同で、香港におけるこうした銀行間清算システムを運営している。

香港内の米ドル即時グロス決済システムである米ドル CHATS では、香港通貨管理局に任命された商業銀行が決済金融機関になる。香港にある商業銀行は、米ドル CHATS にアクセスする資格を与えられる。香港にある商業銀行が、米ドル CHATS にアクセスする資格を得るには、2 通りの方法がある。1 つは、米ドル CHATS の決済金融機関、つまり米ドル CHATS の直接メンバーとなるために応募するという方法である。もう1 つは、米ドル CHATS の決済金融機関を通じて資金の受け払いを行う、間接メンバーになるという方法である⁽⁷⁾。本稿の1 節で見た CLS への参加銀行（決済メンバー）を、香港・米ドル CHATS での直接メンバーに、CLS への参加銀行の顧客（サードパーティー）を、香港・米ドル CHATS での間接メンバーに置き換えてみると理解がしやすい。この香港・米ドル CHATS の場合、応募の上、香港通貨管理局から商業銀行に与えられる、米ドル CHATS の決済金融機関、つまり直接メンバーとしての承認は、5 年ごとに更新される。

さらに香港内の米ドル即時グロス決済システムは、2006年11月にマレーシアの通貨システムと、2010年1月にインドネシアの通貨システムと、そして2013年7月にはタイの通貨のシステムと接続された。それぞれの通貨システムが香港内の米ドルの即時グロス決済システムと繋がることで、米ドルとそれぞれの通貨との間で、同時決済（PvP 決済）が行われるようになった。すでに述べたとおり、PvP 決済の推進は、ヘルシュタット・リスクへの対応策の1 つとなる。

マレーシア通貨リングの即時グロス決済システムは、2006年11月に

香港内の米ドル即時グロス決済システムに接続された。マレーシア・リンギの即時グロス決済システムである RENTAS (Real Time Electronics Transfer of Funds and Securities) を運営するのは、マレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia) である。2 通貨 (香港のユーロ米ドルとマレーシア・リンギ) の即時グロス決済システムを接続することで、香港内の米ドル (ユーロ米ドル) を介して、米ドルとマレーシアにあるリンギとを同時に移動させること、つまり同時決済が確かなものとなり、米ドルとリンギの外国為替取引における決済リスクを排除できるようになった⁽⁸⁾。インドネシア中央銀行 (Bank Indonesia) が運営するインドネシア通貨ルピアの即時グロス決済システムは2010年1月に、タイ中央銀行 (Bank of Thailand) が運営するタイ通貨バーツの即時グロス決済システムである BAHTNET は2014年7月に、香港の米ドル即時グロス決済システムに接続された。これらにより、香港にある米ドル (ユーロ米ドル) を介して、米ドルとルピア、米ドルとバーツの外国為替取引における決済リスクも排除できるようになった。

香港の米ドル CHATS は、リンギ、ルピア、バーツといった通貨の即時グロス決済システムに直接繋がることを通して、これらの国々 (マレーシア、インドネシア、タイ) に、米ドルとの同時決済 (PvP 決済) を提供する。他方、CLS 方式では、共通の代理人 (エージェント) が間に入って、異なる通貨間の同時決済 (PvP 決済) を行う。PvP 決済は、決済の効率性を改善し、取引時間帯の違いと決済のタイムラグから生じる決済リスクを排除することができる。香港が中心となって提供することとしたクロスボーダーの PvP 決済リンクは、アジア地域の送金・決済のハブとしての香港の地位を高めていると言える。

3. マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策 FATF 勧告および OFAC 規制

CLS や香港のユーロ米ドル即時グロス決済システムにより、ヘル

シュタット・リスクが軽減できるようになったのに対して、新たな外為決済リスクとして浮かび上がってきたのが、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策対応リスクである。外為取引での決済には、複数の管轄区となる複数の国・地域が関わってくることから、国内での決済に比べて、実行する上で複雑な点が多い。その1つが、マネー・ロンダリング（anti-money laundering: AML）およびテロ資金供与対策（combating the financing of terrorism: CFT）（AML/CFT）体制への対応である。

AML/CFT 体制として、多国間での取り組みでは、金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）による勧告がある。FATF は、マネーロンダリングやテロ資金対策の国際協調を進めるために設けられた政府間会合である。1989年 G7 アルシュ・サミットにおいて設立され、OECD 内に事務局が置かれている⁽⁹⁾。39の加盟国が相互審査によって、加盟国における FATF 勧告の遵守状況を監視している。FATF は、マネーロンダリング対策・テロ資金対策に非協力的な国・地域を特定・公表し、是正措置を求める。FATF による公表は、2つの区分で行われる。1つが、行動を要する高リスク対象国（High-risk jurisdiction subject to a call for action）、いわゆるブラック・リストとしての公表で、もう1つが監視強化対象国（jurisdictions under increased monitoring）、いわゆるグレー・リストとしての公表という区分である。

こうした多国間での取り組みに加えて、個別の国ごとの取り組みもある。アメリカの国際緊急経済権限法（International Economic Emergency Powers Act, IEEPA）（合衆国法典50編35章）は、国家安全保障上の脅威があればアメリカ大統領に、資産凍結など金融取引を規制する権限を付与する内容の基本法である。国際緊急経済権限法はその1702条で、アメリカにとって国家安全保障上の脅威があれば、金融制裁を実行できるとしており、同法は、アメリカが単独で金融制裁を行う際の主な根拠法となる。国際緊急経済権限法の下に、法律（法令）、大統領令、連邦規則があり、例えばイランに関する法令では、Iran Sanctions Act of

1996 (ISA) や、包括的イラン制裁責任剥奪法 (CISDA) (2010年6月) を挙げることができる⁽¹⁰⁾。

またアメリカには、外国資産管理法 (Foreign Assets Control Regulations) という法律もある。外国資産管理法は、アメリカ財務省の外国資産管理局 (Office of Foreign Asset Control: OFAC) によって執行される。外国資産管理法に基づく各種規制が、OFAC 規制である。アメリカ財務省外国資産管理局は、外国資産管理法に基づいて、必要な情報発信から、OFAC 規制違反者への制裁・処罰の設定などを司っている。

外国資産管理法では次の内容を規定している⁽¹¹⁾。

- ・アメリカ大統領が、国家の安全保障を脅かすと指定した国や法人、自然人などを SDN (Specially Designated Nationals and blocked Persons) リストとして公表すること
- ・同リストに記載された制裁対象が、アメリカ国内に保有する資産を凍結できること

外国資産管理法によって、米国人 (米国法人、米国籍保有者、米国居住者) には、SDN リストに公表された対象の資産を凍結する義務が課される。そして義務を怠った場合には、厳しい罰則が科されることになる。日本法人であっても、アメリカに拠点を持つ、言い換えればアメリカ居住者である、金融機関や大手企業などは、OFAC 規制の直接の対象となる。

アメリカの居住者でなくても、つまりアメリカ国外にいる者であっても、OFAC 規制の対象となり得る場合がある。アメリカ国外にいる者同士で、米ドルを使って外国為替取引を行う場合がこれにあたる。アメリカ国外から、同じくアメリカ国外への送金であっても、米ドル建てで送金をしようとする、OFAC 規制に従う義務のあるアメリカ国内の金融機関を経由した資金決済にならざるをえない。米ドル建て送金は、アメリカ国内の金融機関にある米ドル口座を通じて決済が行われる仕組みだからである。日本国内からアメリカ国外へであっても、

米ドル建てで海外送金をしようとする法人や個人、送金を代行する金融機関などは、間接的にではあっても、OFAC 規制の対象となるアメリカの金融機関を利用することになる。したがって、米ドル建てでの送金相手が制裁対象とされていれば、アメリカ国外にあってもその取引は、OFAC 規制による制約を受けることになる。

アメリカの法令遵守が求められる、アメリカ居住の日本の金融機関が、アメリカの制裁対象国企業への送金に直接、関係したものとして、三菱東京 UFJ 銀行ニューヨーク支店の事例が挙げられる。同行は、アメリカ財務省に対して2012年に857万ドル、ニューヨーク州に対して2013年に2億5,000万ドル、2014年に3億1,500万ドルの和解金を支払っている（それぞれ、順に2012年12月、2013年6月、2014年11月に公表）。

2012年のアメリカ財務省への和解金支払いについては、2006～07年の97件、合計590万ドルの取引が問題とされた。三菱東京 UFJ 銀行と和解が成立した相手は、先に挙げたアメリカ財務省外国資産管理局（OFAC）であった。問題とされた取引は、スーダンやミャンマーなど、アメリカの制裁対象国の企業向け商取引が8割を占め、キューバやイラン向け取引もあったとされる。三菱東京 UFJ ファイナンシャル・グループと三井住友銀行は、2006年12月から2007年1月にかけて、マネーロンダリングへの監視体制が不十分だとして、アメリカの当局から業務改善命令を受けている⁽¹²⁾。2012年の和解金支払いのもととなった取引は、2007年当時の社内調査がきっかけで発覚したもので、2008年に三菱東京 UFJ 銀行から当局に自主的に報告が行われていた⁽¹³⁾。

2013年のニューヨーク州への和解金支払いについては、2012年のアメリカ財務省への和解金支払いに加えて、ニューヨーク州など関係当局と話し合いを進めていた結果とされる。問題となったのは、2002～07年のイラン関連の米ドル建て決済を巡っての事務処理であった。事務処理に問題があるとされた取引は、アメリカとイランを除く国から、第三国のイラン企業の口座などへの合計2万8,000件、1,000億ドルの送金であった。それらの送金では、アメリカの金融機関を経由して決済

する際、イラン企業向けの送金であるとの情報を伝えていなかったことなどが問題視された。2007年の社内調査で発覚し、関連当局へ報告がなされていた⁽¹⁴⁾。三菱東京 UFJ 銀行は、ニューヨーク州（金融サービス局）に2億5,000万ドルの和解金を支払うことで合意したと2013年6月に公表した。

2014年のニューヨーク州への和解金支払いは、2012年・2013年の和解金支払いと独立ではない。三菱東京 UFJ 銀行は、アメリカの制裁対象国への送金について、アメリカの当局に対する報告書を、2007～08年に、アメリカのコンサルティング会社であるプライスウォーターハウスクーパース（PwC）に依頼して作成した。三菱東京 UFJ 銀行は、この報告書を2008年に自主的に提出したが、報告書の作成において、三菱東京 UFJ 銀行が PwC に対して不適切な指示を出していたとして、三菱東京 UFJ 銀行はニューヨーク州（金融サービス局）に、さらに3億1,500万ドルの和解金を支払うこととなった。報告書において、制裁国向け送金に関する PwC の指摘に対して、三菱東京 UFJ 銀行が文言の修正や削除を求めたのが不適切であるとの指摘を受けた⁽¹⁵⁾。

その後、三菱東京 UFJ 銀行は2017年11月にアメリカ通貨監督庁（Office of the Comptroller of Currency: OCC）の承認を得て、同行ニューヨーク支店の営業免許を、ニューヨーク州の営業免許から連邦の営業免許へと移行させた⁽¹⁶⁾。この営業免許移行に際しては、三菱東京 UFJ 銀行がニューヨーク州（金融サービス局）を提訴し、最終的には三菱 UFJ 銀行がニューヨーク州に3,300万ドルの和解金を支払っている⁽¹⁷⁾。

アメリカ以外の国同士の貿易であっても、その貿易に伴う外国為替取引の決済が米ドル建てになっていれば、アメリカはその貿易を停止させることができる。アメリカ政府は、2015年のイラン核合意から、2018年5月に離脱することを表明し、同年6月に日本の石油元売り各社に対して、イランへの経済制裁を再開する同年11月までに、イラン産原油の輸入を停止するよう求めた⁽¹⁸⁾。そして2018年11月にアメリカ政府は、イラン産原油の輸入を禁止する経済制裁を再発動させた。し

かしこの時は、一方で、イランから石油を輸入し続ける8つの国・地域（中国、インド、日本、韓国、台湾、トルコ、イタリア、ギリシア）を、6か月間の期間限定で制裁から除外した。だが2019年5月にアメリカ政府（ホワイトハウス）は、ギリシア、イタリア、台湾を除いた5つの国を制裁から除外する措置を打ち切ると、同年4月に発表した^{(19),(20)}。こうしたイラン産原油の輸入を、アメリカ以外の国・地域で停止することを可能にしたのが、原油取引が米ドル建てとなっていたことであった。

4. 外為取引決済サービスの寡占化

ここまで、外国為替取引における決済リスクとして、ヘルシュタット・リスクに加えて、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策対応リスクを見てきた。決済リスクは、外国為替取引にいかなる影響を与えるのであろうか。決済リスクに対する多国間での取り組みには、2節で見たCLSのような、民間を中心とした取り組み以外に、公的な取り組みの枠組みも存在する。

国際決済銀行（BIS）の決済・市場インフラ委員会（Committee on Payments and Market Infrastructure: CPMI）は、外為取引の決済について、2020年7月に「クロスボーダー送金の改善：グローバルロードマップの構成要素 -G20向け第二次報告書」を公表している。国際決済銀行の決済・市場インフラ委員会（CPMI）は、国際金融システムにおける主だった国・地域の中央銀行において支払・決済システムを担当している幹部によって構成される、基準設定主体である。同委員会は、支払・清算・決済システムなど金融インフラの調査分析やオーバーサイト、中央銀行による決済インフラ運営を含む、支払・決済に関する政策策定を行っている。同委員会による2020年の報告書によると、クロスボーダー送金（外為取引決済）の現状には問題があるとされ、その改善に向けた3つの段階が示されている。3つの段階とは、第1段階が

クロスボーダー送金（外為取引決済）の査定（アセスメント）、第2段階がクロスボーダー送金改善に向けたロードマップの構成要素の特定、第3段階がロードマップの敷設となっている。

クロスボーダー送金（外為取引決済）改善の第1段階として、金融安定化理事会（Financial Stability Board: FSB）によって、クロスボーダー送金（外為取引決済）の査定が行われた。金融安定化理事会（FSB）は、25か国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、主要な基準策定主体と、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際決済銀行（BIS）、OECDの代表から成り、金融システム脆弱性への対応や、金融システムの安定を担う当局間の協調の促進に向けた活動を行っている⁽²¹⁾。金融安定化理事会（FSB）の前身は、1999年に設立された金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum: FSF）である。金融安定化理事会（FSB）は、金融安定化フォーラム（FSF）を強化・拡大する形で2009年4月に設立され、事務局は国際決済銀行（BIS）に設置されている。

その金融安定化理事会（FSB）が、クロスボーダー送金（外為取引決済）を査定した結果、クロスボーダー送金には7つの摩擦と4つの問題があるとしている。

7つの摩擦とは、

- ・ 資金調達費用（Funding costs）
- ・ あまり競争がない（Weak competition）
- ・ ばらばらに分断され、断ち切られたデータ形式（Fragmented and truncated data formats）
- ・ 法令遵守確認の複雑な過程（Complex processing of compliance checks）
- ・ 限定された業務時間（Limited operating hours）
- ・ 技術プラットフォーム（Legacy technology platforms）
- ・ 取引の長い連鎖（Long transaction chains）

である。「取引の長い連鎖」や「限定された業務時間」といった摩擦は、コルレス銀行方式での外為取引決済に当てはまる。「限定された業務時間」という摩擦を解消したのがCLSでの外為取引決済とアジア地域に

は限定されるが香港の米ドル即時グロス決済システムである。しかし、CLS に似ていて CLS に代わる外為取引決済方式は存在せず、このことは、「あまり競争がない」という別の摩擦を生んでいると言える。

そして4つの問題とは、

- ・ 高い費用 (High cost)
- ・ 遅いスピード (Low speed)
- ・ 限定されたアクセス (Limited access)
- ・ 限定された透明性 (Limited transparency)

である。「あまり競争がない」という摩擦は、「高い費用」という問題に繋がる。また「法令遵守確認の複雑な過程」という摩擦は、問題として挙げられている「限定されたアクセス」や「限定された透明性」とに関わってくる。そして「限定されたアクセス」と「限定された透明性」という問題は、競争を妨げる原因として働くことで、同じく問題に挙げられている「高い費用」に関わっているのではないだろうか。

国際決済銀行 (BIS) の決済・市場インフラ委員会 (CPMI) は、この2020年公表の報告書の4年前に、コルレス銀行業務についての報告書、BIS (2016) を公表している。このコルレス銀行業務についての報告書によると、コルレス銀行業務サービスを提供している数行が、コルレス契約の数を減らし、それらに代わる新しい契約をほとんど結んでいないとしてる。コルレス契約解除の主な理由として、法令遵守を確かなものとするため、顧客をどこまで遡ってデューデリジェンスを行うべきかという問題に関する不確実性と不確実性に伴うコストの高まりを挙げている。

コルレス銀行は、法令違反による罰則と罰則を受けることによる信認へのダメージとを避けるために、コルレス銀行業務に伴うリスクに、より敏感になっている。その結果、BIS (2016) によると、コルレス銀行は、法令遵守費用をカバーできるだけの十分な取引規模に満たない取引相手 (被コルレス銀行) を、切り捨てる傾向にある。こうして切り捨てられた銀行は、それが理由で他のコルレス先からも契約を解除さ

れるかもしれない。被コルレス銀行は、国際的な決済ネットワークから切り離されるかもしれないリスクと向き合うことになる。2012年にアメリカ議会上院小委員会が作成した HSBC のマネーロンダリング事件の報告書では、日本の北陸銀行が関係先として指摘され、同行はコルレス契約を解除されたと報じられている⁽²²⁾。

コルレス銀行が、コルレス銀行業務に伴うリスクに敏感になった結果、国際的な決済ネットワークは分断され、クロスボーダー決済について利用可能な選択の幅が狭められる恐れがある。また BIS (2016) では、銀行間送金情報の通信業務を担う SWIFT のデータからも、コルレス銀行側による被コルレス銀行の選別によって、コルレス銀行業務が集中する傾向にあるとしている。法令違反による罰則に敏感になった金融機関同士によって、金融機関の金融仲介活動は疎んでしまう。外国為替取引における決済サービスの寡占化は、外国為替取引における決済コストの上昇に繋がる⁽²³⁾。

結びにかえて

本稿の冒頭で、アジア各国・地域では、外国為替取引に、主に米ドルが用いられていることを確認した。そのアジア各国・地域とこれらの国・地域との経済的な繋がり強い日本は、外国為替取引における決済コスト上昇と、アメリカによってアメリカ以外の国との、貿易を含むクロスボーダー取引を禁止されるかもしれないリスクに直面していることを意味している。

クロスボーダー取引において米ドルを用いることによる、こうしたリスクの高まりは、結果として、米ドルの代替通貨として、米ドル以外の国際通貨の存在を浮かび上がらせる。1997～98年のアジア通貨・金融危機では、危機に見舞われた国々が、外国為替制度として米ドルペッグ制を採用していたことが、危機の原因の1つとされた。危機後に、日本は、アジアの国々に、米ドルペッグ制の代替策として、米ド

ルだけでなく、複数種類の通貨へのペッグ（バスケットペッグ制）を勧める政策を実施した。アジアの国々に勧めたバスケットペッグ制は、複数種類の通貨が入っている通貨バスケットの中に、日本円を含めることで、「円の国際化」政策の一環とされた。バスケットペッグ制では、通貨バスケットの中に日本円が含まれることで、バスケットペッグ制採用国通貨と日本円との外国為替相場は幾分か、安定する。そこに、クロスボーダー取引で日本円を用いることによって、バスケットペッグ制採用国は為替リスクを幾分か、回避できるようになるし、日本も為替リスクを回避できる。

当時実施された円の国際化政策を、アジアの現状に合わせて見直すことが、本稿で述べた、外国為替取引における米ドル決済リスクの存在に対して、有効であると考ええる。ただし、アジアでクロスボーダー取引に用いる通貨の問題を検討する際には、現状と1990年代終わってから2000年代にかけての状況との違いとして、中国元の存在を忘れてはならない。今後を見据えると、日本円のみが、アジア各国・地域とのあいだでクロスボーダー取引に用いられる、米ドルに次ぐ国際通貨とは、必ずしも言えない状況になるかもしれない。円の国際化政策の見直しにあたっては、中国元の国際化を対置させつつ、検討を進めていかねばならない。

参考文献

- 内田昌廣（2012）「外国為替決済における CLS」、『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学編』第63号、p.99-118。
- 上川孝夫・藤田誠一・向壽一編（1999）『現代国際金融論』有斐閣。
- 金融庁（2018）「外為決済リスクに係るラウンドテーブル最終報告書の概要」。
- 白川方明（2009）「頑強な決済システムの構築に向けて」金融情報システムセンター25周年記念講演。
- 武田憲久・武井愛・二宮拓人（2012）「決済インフラを巡る国際的な潮流とわが国への含意」、『日銀レビュー』2012-J-9。
- フィリップ・ウッド（2014）『国際金融の法と実務』東北大学出版会。
- 吉村祥子（2018）『国連の金融制裁 法と実務』東信堂。

- BIS (2019) “Triennial Central Bank Survey Global foreign exchange market turnover in 2019”.
- BIS (2016) “Triennial Central Bank Survey Global foreign exchange market turnover in 2016”.
- BIS (2013) “Triennial Central Bank Survey Global foreign exchange market turnover in 2013”.
- BIS Committee on Payments and Market Infrastructures (2020) “Enhancing cross-border payments: building blocks of a global roadmap”.
- BIS Committee on Payments and Market Infrastructures (2016) “Correspondent banking”.
- BIS Committee on Payments and Settlement Systems (2012) “Payment and clearing and settlement systems in Hong Kong SAR (BIS Redbook Hong Kong)”.
- Ricardo J Caballero, Emmanuel Farhi and Pierre-Olivier Gourinchas (2008) “An Equilibrium Model of “Global Imbalances” and Low Interest Rates”, *American Economic Review*, 98:1, p.358-393.
- Morten Bech, Umar Faruqi and Takeshi Shirakami (2020) “Payment without borders “. *BIS Quarterly Review*, March 2020, p.53-65.

- (1) 国際決済銀行 (BIS) の統計で、外為取引で用いられた通貨の種類が明らかにされているアジア各国・地域とは、中国、台湾、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイとなる。
- (2) 18種類の通貨は、豪ドル、カナダ・ドル、デンマーク・クローネ、ユーロ、香港ドル、ハンガリー・フォリント、イスラエル・シェケル、日本円、韓国ウォン、メキシコ・ペソ、ニュージーランド・ドル、ノルウェー・クローネ、シンガポール・ドル、南アフリカ・ランド、スウェーデン・クローネ、スイス・フラン、英ポンド、米ドルである。
- (3) CLS における決済メンバーの顧客、つまり CLS のサードパーティーとなるのには、決済メンバーが提供する CLS サードパーティーサービスの利用契約が必要となる。
- (4) CLS CLS Settlement Membership clssettlement_membership_may2021より。(2021年7月24日確認)
- (5) CLS CLS Settlement Membership clssettlement_membership_may2021より。(2021年7月24日確認)
- (6) BIS Redbook Hong Kong p.220。
- (7) HKMA US Dollar RTGS System (US Dollar CHATS) (<https://www.hkma.gov.hk/eng/key-functions/international-financial-centre/>)

- financial-market-infrastructure/payment-systems/) (2021年 6 月15日確認)
- (8) Bank Negara Malaysia “Types of Payment Systems” ([https:// www. bnm.gov.my/types-of-payment-systems](https://www.bnm.gov.my/types-of-payment-systems)) (2021年 6 月17日確認)
- (9) OECD 日本代表部 金融活動作業部会 ([https://www.oecd.emb-japan. go.jp/itpr_ja/00_000162.html](https://www.oecd.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000162.html)) (2021年 8 月16日最終確認)
- (10) 吉村 (2018) p.128
- (11) 日本貿易振興機構 (JETRO) 海外向けに米ドル建ての送金を行う際の制限 (<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-011104.html>) (2021年 5 月20日確認)
- (12) 日本経済新聞「資金洗浄対策、大手銀が強化、米で処分続発、金融庁が要求、システム改善・専門部署」(2007年 4 月21日)
- (13) 日本経済新聞「三菱 UFJ 和解金 7 億円 米当局に、制裁国への送金巡り」(2012年12月13日)
- 日本経済新聞「三菱 UFJ 米制裁国送金で和解金 古傷で知った「必要コスト」」(2012年12月14日)
- (14) 日本経済新聞「三菱 UFJ 245億円和解金 NY 州当局に イラン関連決済で」(2013年 6 月21日)
- (15) 日本経済新聞「違法取引問題 三菱 UFJ 米当局に370億円追加支払い」(2014年11月19日)
- (16) WSJ「MUFG の NY 支店、調査の最中に監督当局を変更」(2017年11月15日)
- (17) 日本経済新聞「三菱 UFJ 銀 米当局と和解 監督権限巡る訴訟」(2019年 6 月25日)
- (18) 毎日新聞「米経済制裁 イラン原油輸入停止へ 日本の元売りが調整」(2018年 7 月19日)
- (19) ギリシア、イタリア、台湾の 3 か国・地域は、すでにイラン産原油の輸入を停止していた。
- (20) BBC News Japan「米がイラン原油全面禁輸へ 日本などの制裁除外は延期せず」(2019年 4 月23日)
- (21) 25か国・地域とは、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ、EU である。
- (22) ロイター「マネロン対策法案提出でも「崖っぷち」 邦銀の海外業務にリスク」(2014年10月10日)
- (23) こうした問題への対処として BIS (2016) では、データとフォーマットが標準化された、顧客確認 (Know-your-customer: KYC) ユーティリティが必要であるとしている。

五輪開催期間における

日本のニュース番組の報道傾向

——北京五輪・ロンドン五輪・リオ五輪報道の比較から——

中 正 樹

1 はじめに

五輪が大規模なイベントとして成立する前提として、映像メディアとしてのテレビが重要な役割を果たしていることは、あらためて言うまでもない。藤竹暁は、1964年に開催された東京五輪の段階で、すでにそれが「マス・メディアの作り上げた『スポーツの祭典』」であり、「テレビ・オリンピック、あるいはマスコミ・オリンピック」であると結論づけた（藤竹 1967: 32-33）⁽¹⁾。そして、当時の国民の多くが東京五輪を「直接的」ではなく「間接的」にテレビを通じて視聴し、かつ競技映像が実況中継に加え録画中継や過去の映像を駆使して構成されていたことに触れ、「ほとんどすべての人たちにとっては、テレビで合成されたドラマ」が東京五輪であり、「テレビ・オリンピックこそがむしろ本物」であったと指摘した（藤竹 1985: 53-54）。

また、メディア・イベントの提唱者として知られる D・ダヤーンと E・カツは、同概念を「祭礼的なテレビ視聴」を通して私たちが経験する「テレビで放送されながらとり行われる行事、国民あるいは世界を席卷するような歴史的行事——多くは国家行事」と定義した上で（Dayan and Katz 1992=1996: 13）、五輪を「数億のテレビを観る人々を引

きつける」事例として取り上げている (Dayan and Katz 1992=1996: 45)。

以上のように、メディア研究の分野で五輪は「テレビを代表とするメディアに媒介された (mediated) されたもの」(阿部 2008:202) と解釈されてきた。そうした解釈の前提となっているのは、五輪開催期間の人々が最も接するマス・メディアはテレビであるという認識——確信である。

近年、インターネットの普及にともない、ネット動画で五輪を視聴する人が増加しつつある。国際五輪委員会 (IOC: International Olympic Committee) のレポートによれば、その視聴回数はロンドン五輪からリオ五輪にかけて倍増した。しかしそれによってテレビ視聴が減少したわけではなく、逆にロンドン五輪に比較して20%以上増加したという (IOC 2016)。テレビモニタリングの調査によると、日本でロンドン五輪をネット動画で視聴した人は11.8%で、またソーシャル・ビューイング (SNS に書き込みながら視聴する) のような視聴スタイルは3.4%程度に過ぎなかった。対して、テレビ視聴した人は98.0%と圧倒的に多かった。このデータについて、平山賢治は「オリンピックはやはり性別や世代を超えたキラークンテンツであって、『ながら観戦』や『内輪だけで盛り上がる』のではなく、『真剣に』『日本国民として』『家族で応援して』観たということなのかもしれない」と述べている (平山 2012: 27)。

ロンドン五輪時と比較すれば、現在は五輪をネット動画で視聴する層は増加しているだろうが、テレビ視聴を選択する傾向が極端に変化するとは考えにくい。したがって、現在でも日本ではテレビによる五輪視聴が主流であると思われる。もっとも、日本では五輪をテレビで視聴する傾向にあるとしても、皆がそれを中継で視聴できるわけではない。多くの人は競技が中継されている時間帯には働いているか、時差の影響で就寝しているからである。仮に視聴する時間があったとしても、すべての競技を視聴することは物理的に困難である。テレビで中継されない競技もある。しかしながら、私たちは多くの競技結果をあたかも実際に視聴したかのように知っている。それは、テレビに

よって編集され、再構成された競技の映像を、後から視聴しているからである。

そうした情報源の1つとして重要な役割を果たしているのが、ニュース番組である。先に藤竹がテレビによって構成された五輪を「本物」とみなしたように、ニュース番組がテレビによって構成された五輪をさらにニュースとして再構成して示すそれは、報道を通じて五輪を知ろうとする人々にとって、やはり「本物」となる。また、その開催期間、ニュース番組は通常の編成を変更して五輪に特化した報道形態を取る。同期間の報道内容を分析することは、五輪という世界的なスポーツ・イベントを日本のニュース番組がどのようなニュース価値判断にしたがって報道しているのかを知るための示唆を与えてくれる筈である。

以上のような問題意識のもと、本研究は五輪の開催期間に NHK および在京放送局における代表的なニュース番組が報道したニュースを量的に分析することを通じて、同期間における普遍的な報道傾向を明らかにする。具体的には、ニュースの「発生地」および「分野」の観点から、それぞれの報道量を分析する。その際、前者に関しては五輪の開催国に、後者に関しては五輪に関するニュース、とりわけ五輪競技に関するニュースに焦点を絞る。また、分析結果に普遍性を与えるべく、複数の五輪の開催期間をその分析の対象とする。

2 五輪報道に関する研究

五輪に関する報道は、私たちの「外国」に対するイメージや国家間の関係を認識するためのフレームの形成、そしてその修正に対して影響力を持っている (Real 1989)。そして映像が重視されるテレビニュースでは、「インパクトの強い映像は何度も繰り返し放送されることが多く、それが当該国のイメージに決定的な影響を与えることも少なくない」(萩原a 2007: i)。

以上のような観点のもと、五輪に関するニュースは「各種の試合や関連報道を通して様々な国のイメージを変化させる機会になっている」（上瀬 2007: 83）と捉えられ、それが外国イメージの変化にもたらす影響力について研究が進められてきた（例えば、高木ほか 1991; 村田ほか 1993; 向田ほか 2001; 村田ほか 2005; 上瀬ほか 2010; 佐久間ほか 2017など）。これらの研究では、五輪における日本の成績の是非、または特定の国に関する問題報道がイメージ変化に影響を与えた可能性が指摘されているが、一貫した結果は示されていない。

既存の研究からは、ニュースを始めとするメディアからの五輪に関する情報が、外国のイメージの変化に影響を与えることが推察されている。しかし、「実際に外国・外国人に関するどのような情報が、どの程度報道されているのか、メディア情報そのものについてはほとんど調査が行われていないのが現状」（上瀬 2007: 84）であった。

このような状況が生じた要因としては、研究者の関心が、五輪がどのように報道されたのかよりもその報道がどのような影響を与えたのかに向けられる傾向にあったことがあげられる。また、データベースや縮刷版の利用が容易な新聞とは異なり、テレビニュースには系統的に保存して公開するような利用可能なアーカイブが存在しないことも、その要因としてあげられる。さらに、仮にデータを揃えることができたとしても、映像と音声で構成されるテレビニュースの内容分析には多大な手間と時間がかかる。そのため、五輪に関するニュースは事例として質的に分析されることはあっても、量的に分析されることはほとんどなかった。

五輪の開催期間におけるニュース番組の内容分析は、2000年代以降に研究の蓄積が始まった。その嚆矢となるのが上瀬（2007）であり、2004年開催のアテネ五輪を対象として五輪に関係するニュースに含まれる外国関連情報について内容分析している。また横山（2007）は、2006年開催のトリノ五輪を対象として、五輪関係のニュースに含まれる外国イメージおよびそのメッセージについて内容分析している。

北京五輪以降、五輪開催期間のニュース番組の調査に継続的に取り組んできたのが国際テレビニュース研究会である。同研究会は、2008年開催の北京五輪、2012年開催のロンドン五輪、そして2016年開催のリオ・デ・ジャネイロ五輪（以後、リオ五輪と表記）を対象として、ほぼ共通した分析枠組みを用いて調査に取り組んできた（中 2009；中ほか 2015；中ほか 2020）。それらの研究は、各五輪の開催期間における NHK および在京放送局の代表的なニュース番組が報道したすべてのニュースを対象とした総合的な量的分析である。

五輪開催期間におけるニュース番組の普遍的な報道傾向を明らかにしようとするとき、単一の五輪のみを対象とするだけでは不十分である。その五輪の開催期間にたまたま生じた重大な事件が、報道傾向に影響を与える可能性があるからである。したがって、偶然性の影響を考慮するならば、複数の五輪の開催期間における報道内容を比較する必要がある。

以上のような認識のもと、本研究では国際テレビニュース研究会による過去3回の夏季五輪の開催期間における調査結果を用いて、その内容を比較する。

3 比較対象となった五輪

本研究で比較対象となったのは、2008年開催の北京五輪、2012年開催のロンドン五輪、そして2016年開催のリオ五輪である。以下、その概要について述べる。

北京五輪は、2008年8月8日から8月24日までの17日間、中国の首都北京を主会場として開催されたオリンピック競技大会である。夏季五輪としては、第29回目に当たる。参加国と地域は204カ国、競技種目数は28競技302種目、参加選手数は10,942名で、そのいずれもが史上最多であった。また、アジアで夏季五輪が開催されたのは、1988年のソウル五輪以来、20年ぶりのことであった。

中国政府は、北京五輪を国威発揚の重要なイベントとしてとらえた。そして、「迎接奥运会、公创文明城（五輪を迎え、文明的社会を創ろう）」というスローガンのもと、国力を挙げて五輪を準備、開催した。しかしながら、国際世論の一部には中国による五輪開催への反対や、参加ボイコットを呼びかける動きがあった。それはチベット問題をはじめとする中国政府による人権侵害や外交政策を主な理由とするものであった。実際に、聖火リレーでは中国政府に対する抗議を目的とした妨害活動が相次いだ。同様の動きは、日本の世論でもみられた。

ロンドン五輪は、2012年7月27日から8月12日までの17日間、主に英国の首都ロンドンを主会場として開催されたオリンピック競技大会である。夏季五輪としては、第30回に当たる。参加国と地域は204カ国、競技種目数は26競技302種目、参加選手数は10,568名であった。また、ロンドンで夏季五輪が開催されるのは1908年、1948年に続いて3回目のことで、通算3回目の開催は五輪史上初であった。

1908年のロンドン五輪は、万博と同時に開催された。国威発揚の装置であった万博と共催されていたことは、五輪というイベントの特徴を明示している。また、1944年に予定されていたロンドン五輪は第二次世界大戦の勃発によって中止となったが、大戦後の1948年に開催された。同大会は、戦後の英国あるいは欧州の復興への思いが込められた大会となった。このように、過去2回の五輪はいずれも国威発揚のためのイベントとしての性格が強かった。対して、通算3回目となる同五輪では、国家主義を超えた人類のための祭典としての側面が強調された。その際のスローガン「Inspire a generation」は、ロンドン五輪を通じて用いられた。

リオ五輪は、2016年8月5日から8月21日までの17日間、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロを主会場として開催されたオリンピック競技大会である。夏季五輪としては、第31回に当たる。参加国と地域は205カ国、競技種目数は28競技306種目、参加選手数は11,238名で、そのいずれもが史上最多であった。また、南米での開催は五輪史上初であっ

た。

南米での五輪開催は、五輪文化に空間的な多様性があることを示した。また、出場した国や地域、選手の多様性が重なり合ったりリオ五輪は、世界規模で広がりを見せつつある文化的な理念、「ダイバーシティ」の発揚の場ともなった。同五輪の大会スローガンは「A New World」であり、「境界を取り除き、他者を尊重し、一体化を進めるという理念」(『毎日新聞』2016.8.6朝刊)が込められていた。こうしたブラジルの姿勢は、五輪を国威発揚のイベントと捉えた中国の「ナショナル」重視の姿勢や、「Inspire a Generation」のスローガンで世代を超えて受け継がれる「文化」に訴えたイギリスの姿勢と異なるものであった。

4 研究の方法

本研究で比較対象となる過去3回の夏季五輪の開催期間における内容分析(中 2009; 中ほか 2015; 中ほか 2020)は、ほぼ共通の分析枠組みで実施されている。本章では、その枠組みについて概説する。

4.1 調査対象

調査対象は、NHK および在京放送局(日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日)が提供する代表的なニュース番組である。調査対象となったニュース番組は、NHK の『NHK ニュース7』⁽²⁾、日本テレビの『NEWS ZERO』、TBS の『NEWS23』⁽³⁾、フジテレビの『ユアタイム あなたの時間』⁽⁴⁾、およびテレビ朝日の『報道ステーション』の5番組である。なお、これらはリオ五輪時の番組名称であり、北京五輪・ロンドン五輪では異なる名称だった番組もある。

4.2 調査期間

調査期間は、五輪開会式4日前から閉会式4日後までとした。すな

わち、北京五輪の場合は2008年8月4日から8月29日までの計26日間、ロンドン五輪の場合は2012年7月24日から8月16日までの計24日間、リオ五輪の場合は2016年8月1日から2016年8月25日までの計25日間である⁽⁵⁾。

4.3 分析項目

調査期間に各ニュース番組で放送されたすべてのニュースを、表1で示した分析項目でコーディングした。内容項目の「ニュースの発生地①」および「ニュースの発生地②」については表2を⁽⁶⁾、「ニュースの分野①」については表3を、そして「ニュースの分野②」については表4を⁽⁷⁾、それぞれ参照されたい。また、ニュース番組のオープニングやエンディング、および番組内における出演者による掛け合い等の会話は、ニュースとしてカウントしていない。

なお、本研究の分析単位は「ニュース本数」および「ニュース時間」である⁽⁸⁾。以後、表においてニュース時間を扱うとき、その単位は「秒」とする。

表1 分析項目

項目分類	分析項目	概要
基本項目	日付	ニュースが放送された日付
	放送局コード	ニュースが放送された対象番組を識別するための略称
	分/秒	ニュースの開始時刻と終了時刻「分/秒」
	ニュース時間	ニュースの放送時間（秒）
映像項目	タイトルテロップ/サブタイトルテロップ	ニュースの「タイトルテロップ」および「サブタイトルテロップ」
	映像内容	ニュース映像の具体的な内容
内容項目	ニュースの発生地①	ニュースの主たる発生地
	ニュースの発生地②	「ニュースの発生地①」に次いで関係がある地域
	ニュースの分野①	ニュースが関係する分野
	ニュースの分野②	五輪に関係する分野
	開催国に関する言及・発言	開催国に関係する事象や物、人物等に対する言及や発言

表2 ニュースの発生地①・②

コード	関係地域
1 自国	日本
2 開催国	五輪の開催国
3 アジア	日本、中東、ロシアを除くアジア諸国と地域
4 北米	米国、カナダ
5 中東	アラブ諸国
6 欧州	ヨーロッパ、ロシアを含む
7 中南米	メキシコ以南の米大陸
8 アフリカ	アフリカ大陸
9 大洋州	オーストラリア、ニュージーランド等
10 その他	北極、南極、領海に属さない洋上・海底、宇宙空間、国際（世界）等

表3 ニュースの分野①

コード	関係分野
100 政治	政策、選挙、外交、議会、国際機関、その他政治
200 経済	景気・失業、金融市場、貿易、消費、流通、労働、税金、その他経済
300 社会	犯罪、事件・事故、イベント（人為的）、災害、社会現象、裁判、教育、デモ、その他社会
400 軍事	紛争・戦争（テロリズム含む）、兵器、軍事基地、自衛隊、安全保障、その他軍事
500 環境	環境汚染・破壊、環境保護、環境運動、その他環境
600 運輸／通信	航空、船舶、自動車、鉄道、その他運輸、通信技術、通信サービス、放送サービス、その他運輸・通信（放送含む）
700 科学／技術／文化／芸術	新技術、宇宙、医療、発見・発明、その他科学・技術、音楽、映画、演劇、その他文化・芸術
800 歳時／気候	暦・祭・年中行事、気候（季節）、天気予報、その他歳事・気候
900 スポーツ	五輪競技、その他スポーツ

表4 ニュースの分野②

コード			
901 開閉会式	910 ボクシング	919 卓球	928 アーチェリー
902 その他 ⁽⁹⁾	911 バレーボール	920 馬術	929 野球 ※1
903 ミックス ⁽¹⁰⁾	912 体操	921 フェンシング	930 トライアスロン
904 陸上競技	913 バスケットボール	922 柔道	931 テコンドー
905 水泳	914 レスリング	923 ソフトボール ※1	932 ラグビー ※2
906 サッカー	915 セーリング	924 バドミントン	933 ゴルフ ※2
907 テニス	916 ウエイトリフティング	925 射撃	
908 ボート	917 ハンドボール	926 近代五種	
909 ホッケー	918 自転車	927 カヌー	

※1 ロンドン五輪以降、除外された競技種目。

※2 リオ五輪で追加された競技種目。

5 調査結果の比較

本章では、各五輪の開催期間に代表的なニュース番組が報道したすべてのニュースを集計した結果を比較していく⁽¹¹⁾。

まず、全体の報道量について述べる。北京五輪の調査対象日数は26日で、ニュース本数は1,657本、ニュース時間は266,401秒であった。1日の平均ニュース本数は64本、平均ニュース時間は10,246秒である。また、ニュース1本あたりの平均時間は160.8秒であった。次いで、ロンドン五輪の調査対象日数は24日で、ニュース本数は1,372本、ニュース時間は224,480秒であった。1日の平均ニュース本数は57本、平均ニュース時間は9,353秒である。また、ニュース1本あたりの平均時間は163.6秒であった。そして、リオ五輪の調査対象日数は25日で、ニュース本数は1,605本、ニュース時間は244,023秒であった。1日の平均ニュース本数は64本、平均ニュース時間は9,761秒である。また、ニュース1本あたりの平均時間は152.0秒であった。

以後、これらのデータを「ニュースの発生地」および「ニュースの分野」の観点から比較していく⁽¹²⁾。

5.1 ニュースの発生地

5.1.1 ニュースの発生地

表5および表6は、ニュースの主たる発生地であることを示す「ニュースの発生地①」で示したコードにしたがって抽出したニュースを、それぞれニュース本数およびニュース時間でカウントしたものである。

表5 五輪開催期間におけるニュースの発生地（本数）

発生地	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	本数	割合	本数	割合	本数	割合
1 自国	940	56.7%	871	63.5%	998	62.2%
2 開催国	483	29.1%	373	27.2%	436	27.2%
3 アジア	49	3.0%	50	3.6%	65	4.0%
4 北米	84	5.1%	53	3.9%	52	3.2%
5 中東	27	1.6%	10	0.7%	10	0.6%
6 欧州	68	4.1%	9	0.7%	35	2.2%
7 中南米	3	0.2%	3	0.2%	2	0.1%
8 アフリカ	2	0.1%	1	0.1%	6	0.4%
9 大洋州	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%
10 その他	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
合計	1,657	100.0%	1,372	100.0%	1,605	100.0%

表6 五輪開催期間におけるニュースの発生地（時間）

発生地	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	時間	割合	時間	割合	時間	割合
1 自国	128,135	48.1%	132,081	58.8%	146,895	60.2%
2 開催国	102,154	38.3%	74,381	33.1%	78,883	32.3%
3 アジア	5,500	2.1%	6,967	3.1%	5,326	2.2%
4 北米	10,489	3.9%	8,476	3.8%	4,798	2.0%
5 中東	7,760	2.9%	1,072	0.5%	926	0.4%
6 欧州	11,482	4.3%	819	0.4%	5,471	2.2%
7 中南米	513	0.2%	161	0.1%	152	0.1%
8 アフリカ	340	0.1%	236	0.1%	1,529	0.6%
9 大洋州	0	0.0%	258	0.1%	43	0.0%
10 その他	28	0.0%	29	0.0%	0	0.0%
合計	266,401	100.0%	224,480	100.0%	244,023	100.0%

ニュース本数をみると、各五輪で「1 自国」の占める割合がもっとも多く、「2 開催国」がそれに次いだ。「1 自国」のニュースは、北京五輪では56.7%、ロンドン五輪では63.5%、リオ五輪では62.2%であり、全体の6割前後を占めた。また、「2 開催国」のニュースは、北京五輪では29.1%、ロンドン五輪では27.2%、リオ五輪では27.2%であり、全体の3割弱を占めた。「1 自国」と「2 開催国」を合わせた割合は、

各五輪で全体の9割前後を占めた。

ニュース時間をみると、ニュース本数と同様に、各五輪で「1 自国」が占める割合がもっとも多く、「2 開催国」がそれに次いだ。「1 自国」のニュースは、北京五輪では48.1%、ロンドン五輪では58.8%、リオ五輪では60.2%であり、全体の6割前後を占めた。また、「2 開催国」のニュースは、北京五輪では38.3%、ロンドン五輪では33.1%、リオ五輪では32.3%であり、全体の3割強を占めた。「1 自国」と「2 開催国」を合わせた割合は、ニュース本数の場合と同様に、各五輪で全体の9割前後を占めた。

以上のように、ニュース番組が報道するニュースの発生地は、各五輪で「1 自国」を除けば「2 開催国」に関するニュースが最も多い。それでは、「2 開催国」のどの分野がニュースとして報道されているのだろうか。

5.1.2 開催国を発生地とするニュース

表7および表8は、開催国を発生地とするニュースの分野を「ニュースの発生地①」と「ニュースの分野①」のデータをクロスさせることで抽出し、それぞれニュース本数およびニュース時間でカウントしたものである。

表7 開催国を発生地とするニュースの分野（本数）

分野	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	本数	割合	本数	割合	本数	割合
100 政治	16	3.3%	2	0.5%	1	0.2%
200 経済	4	0.8%	2	0.5%	0	0.0%
300 社会	50	10.4%	5	1.3%	21	4.8%
400 軍事	14	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
500 環境	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
600 運輸／通信	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
700 科学／技術／文化／芸術	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
800 歳時／気候	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
900 スポーツ	399	82.6%	364	97.6%	414	95.0%
合計	483	100.0%	373	100.0%	436	100.0%

表8 開催国を発生地とするニュースの分野（時間）

分野	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	時間	割合	時間	割合	時間	割合
100 政治	2,523	2.5%	318	0.4%	24	0.0%
200 経済	444	0.4%	103	0.1%	0	0.0%
300 社会	15,606	15.3%	765	1.0%	2,213	2.8%
400 軍事	2,734	2.7%	0	0.0%	0	0.0%
500 環境	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
600 運輸／通信	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
700 科学／技術／文化／芸術	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
800 歳時／気候	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
900 スポーツ	80,847	79.1%	73,195	98.4%	76,646	97.2%
合計	102,154	100.0%	74,381	100.0%	78,883	100.0%

ニュース本数をみると、各五輪で「900 スポーツ」が占める割合がもっとも多く、「300 社会」がそれに次いだ。「900 スポーツ」のニュースは、北京五輪では82.6%、ロンドン五輪では97.6%、リオ五輪では95.0%であり、開催国を発生地とするニュースの大部分を占めた。また、「300 社会」のニュースは、北京五輪では10.4%、ロンドン五輪では1.3%、リオ五輪では4.8%であり、2番目に多いとしても、北京五輪を除けばその占める割合は低かった。

ニュース時間をみると、ニュース本数と同様に、各五輪で「900 スポーツ」の占める割合がもっとも多く、「300 社会」がそれに次いだ。「900 スポーツ」のニュースは、北京五輪では79.1%、ロンドン五輪では98.4%、リオ五輪では97.2%であり、開催国を発生地とするニュースの大部分を占めた。また、「300 社会」のニュースは、北京五輪では15.3%、ロンドン五輪では1.0%、リオ五輪では2.8%であり、2番目に多いとしても、ニュース本数の場合と同様に、北京五輪を除けばその占める割合は低かった。

以上のように、ニュース番組が報道する開催国を発生地とするニュースの分野は、当然のことながら五輪にかかわる「900 スポーツ」に関するニュースが圧倒的に多い⁽¹³⁾。その際、北京五輪では「900 スポーツ」以外の分野もそれなりに報道されているのに対して、それ以

外の五輪ではほぼ「900 スポーツ」のみが報道されているという違いがみられる。

5.2 ニュースの分野

5.2.1 ニュースの分野

表9および表10は、ニュースの主たる分野であることを示す「ニュースの分野①」のコードにしたがって抽出したニュースを、それぞれニュース本数およびニュース時間でカウントしたものである。

表9 五輪開催期間におけるニュースの分野（本数）

分野	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	本数	割合	本数	割合	本数	割合
100 政治	162	9.8%	130	9.5%	130	8.1%
200 経済	73	4.4%	56	4.1%	36	2.2%
300 社会	449	27.1%	321	23.4%	469	29.2%
400 軍事	64	3.9%	34	2.5%	51	3.2%
500 環境	5	0.3%	10	0.7%	1	0.1%
600 運輸／通信	7	0.4%	17	1.2%	5	0.3%
700 科学／技術／文化／芸術	24	1.4%	34	2.5%	79	4.9%
800 歳時／気候	138	8.3%	136	9.9%	138	8.6%
900 スポーツ	735	44.4%	634	46.2%	696	43.4%
合計	1,657	100.0%	1,372	100.0%	1,605	100.0%

表10 五輪開催期間におけるニュースの分野（時間）

分野	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	時間	割合	時間	割合	時間	割合
100 政治	30,320	11.4%	30,472	13.6%	29,723	12.2%
200 経済	7,272	2.7%	6,604	2.9%	1,486	0.6%
300 社会	71,987	27.0%	41,630	18.5%	62,495	25.6%
400 軍事	12,434	4.7%	8,795	3.9%	7,244	3.0%
500 環境	977	0.4%	1,582	0.7%	225	0.1%
600 運輸／通信	987	0.4%	2,189	1.0%	281	0.1%
700 科学／技術／文化／芸術	6,616	2.5%	3,629	1.6%	5,074	2.1%
800 歳時／気候	13,226	5.0%	14,430	6.4%	22,088	9.1%
900 スポーツ	122,582	46.0%	115,149	51.3%	115,407	47.3%
合計	266,401	100.0%	224,480	100.0%	244,023	100.0%

ニュース本数をみると、各五輪で「900 スポーツ」が占める割合がもっとも多く、「300 社会」がそれに次いだ。「900 スポーツ」のニュースは、北京五輪では44.4%、ロンドン五輪では46.2%、リオ五輪では43.4%であり、全体の4割強を占めた。また、「300 社会」のニュースは、北京五輪では27.1%、ロンドン五輪では23.4%、リオ五輪では29.2%であり、北京五輪およびリオ五輪では全体の3割弱、ロンドン五輪では2割強を占めた。「900 スポーツ」と「300 社会」を合わせた割合は、各五輪で全体の7割前後を占めていた。

ニュース時間をみると、ニュース本数と同様に、各五輪で「900 スポーツ」が占める割合がもっとも多く、「300 社会」がそれに次いだ。「900 スポーツ」のニュースは、北京五輪では46.0%、ロンドン五輪では51.3%、リオ五輪では47.3%であり、全体の5割前後を占めた。また、「300 社会」のニュースは、北京五輪では27.0%、ロンドン五輪では18.5%、リオ五輪では25.6%であり、北京五輪およびリオ五輪では3割弱、ロンドン五輪では2割弱を占めた。「900 スポーツ」と「300 社会」を合わせた割合は、ニュース本数の場合と同様に、各五輪で全体の7割前後を占めていた。

以上のように、ニュース番組が報道するニュースの分野は、各五輪で「900 スポーツ」に関するニュースが最も多い。その際、その多くを占めたのが五輪競技に関する報道であることはいうまでもないが、それ以外にも日本における人気スポーツである野球——甲子園、プロ野球、そして大リーグ——を含んでいた。五輪の開催期間であっても、野球に関するニュースは、試合があれば報道されていた。

5.2.2 五輪に関するニュース

「ニュースの分野①」のコードで分類したとき、五輪に関するニュースは、「900 スポーツ」のみならず、「300 社会」等の別の分野にも含まれる。それでは、各五輪の開催期間、「五輪関係」と「五輪以外」のニュースはどのような割合を示すのだろうか。表11および表12は、その割合を示したものである。

表11 五輪に関するニュースがすべてのニュースに占める割合（本数）

	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	本数	割合	本数	割合	本数	割合
五輪関係	575	34.7%	444	32.4%	525	32.7%
五輪以外	1,082	65.3%	928	67.6%	1,080	67.3%
合計	1,657	100.0%	1,372	100.0%	1,605	100.0%

表12 五輪に関するニュースがすべてのニュースに占める割合（時間）

	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	時間	割合	時間	割合	時間	割合
五輪関係	118,874	44.6%	89,999	40.1%	95,831	39.3%
五輪以外	147,527	55.4%	134,481	59.9%	148,192	60.7%
合計	266,401	100.0%	224,480	100.0%	244,023	100.0%

以上のように、各五輪の開催期間、五輪に関するニュースは、ニュース本数で全体の3割以上、ニュース時間で4割前後を占めていた。いずれも、全体の報道量において大きな割合を占めていたことがわかる。

次いで、五輪に関するニュースの内訳を確認してみよう。表13および表14は、五輪に関係していることを示す「ニュースの分野②」のコードにしたがって抽出したニュースを、それぞれニュース本数およびニュース時間でカウントしたものである。グレーの部分は、その競技種目が当該五輪では実施されなかったことを意味する。なお、割合がゼロになっている競技種目はまったく報道されなかったわけではなく、「903 ミックス」において他の競技種目と一緒にまとめて報道された可能性がある。

表13 五輪に関するニュース（本数）

コード	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	本数	割合	本数	割合	本数	割合
901 開閉会式	32	5.6%	12	2.7%	16	3.0%
902 その他	103	18.2%	46	10.5%	110	21.0%
903 ミックス	32	5.6%	56	12.8%	71	13.5%
904 陸上競技	56	9.9%	26	5.9%	34	6.5%
905 水泳	69	12.2%	43	9.8%	67	12.8%
906 サッカー	44	7.8%	90	20.5%	16	3.0%
907 テニス	3	0.5%	4	0.9%	13	2.5%
908 ボート	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
909 ホッケー	3	0.5%	0	0.0%	0	0.0%
910 ボクシング	0	0.0%	11	2.5%	1	0.2%
911 バレーボール	9	1.6%	10	2.3%	3	0.6%
912 体操	24	4.2%	20	4.6%	28	5.3%
913 バスケットボール	2	0.4%	1	0.2%	5	1.0%
914 レスリング	17	3.0%	21	4.8%	26	5.0%
915 セーリング	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
916 ウエイトリフティング	1	0.2%	1	0.2%	5	1.0%
917 ハンドボール	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
918 自転車	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%
919 卓球	16	2.8%	21	4.8%	42	8.0%
920 馬術	2	0.4%	2	0.5%	1	0.2%
921 フェンシング	10	1.8%	4	0.9%	1	0.2%
922 柔道	36	6.3%	47	10.7%	38	7.2%
923 ソフトボール	25	4.4%				
924 バドミントン	13	2.3%	14	3.2%	28	5.3%
925 射撃	3	0.5%	1	0.2%	0	0.0%
926 近代五種	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
927 カヌー	7	1.2%	0	0.0%	4	0.8%
928 アーチェリー	0	0.0%	6	1.4%	3	0.6%
929 野球	55	9.7%				
930 トライアスロン	2	0.4%	1	0.2%	0	0.0%
931 テコンドー	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
932 ラグビー					11	2.1%
933 ゴルフ					2	0.4%
合計	567	100.0%	438	100.0%	525	100.0%

表14 五輪に関するニュースの分野（時間）

コード	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪	
	時間	割合	時間	割合	時間	割合
901 開閉会式	4,964	4.3%	2,191	2.5%	2,675	2.8%
902 その他	25,871	22.2%	7,169	8.1%	13,168	13.7%
903 ミックス	7,321	6.3%	21,379	24.1%	12,795	13.4%
904 陸上競技	8,310	7.1%	4,049	4.6%	3,396	3.5%
905 水泳	20,169	17.3%	8,082	9.1%	15,940	16.6%
906 サッカー	8,392	7.2%	21,699	24.4%	3,226	3.4%
907 テニス	214	0.2%	199	0.2%	1,786	1.9%
908 ボート	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
909 ホッケー	63	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
910 ボクシング	0	0.0%	2,146	2.4%	58	0.1%
911 バレーボール	446	0.4%	953	1.1%	144	0.2%
912 体操	5,108	4.4%	4,021	4.5%	9,633	10.1%
913 バスケットボール	244	0.2%	77	0.1%	401	0.4%
914 レスリング	3,731	3.2%	4,463	5.0%	6,784	7.1%
915 セーリング	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
916 ウエイトリフティング	80	0.1%	32	0.0%	389	0.4%
917 ハンドボール	126	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
918 自転車	28	0.0%	34	0.0%	0	0.0%
919 卓球	3,017	2.6%	3,580	4.0%	10,134	10.6%
920 馬術	52	0.0%	299	0.3%	34	0.0%
921 フェンシング	2,343	2.0%	1,140	1.3%	42	0.0%
922 柔道	6,567	5.6%	4,932	5.6%	7,930	8.3%
923 ソフトボール	6,196	5.3%				
924 バドミントン	1,689	1.4%	1,563	1.8%	5,695	5.9%
925 射撃	142	0.1%	172	0.2%	0	0.0%
926 近代五種	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
927 カヌー	233	0.2%	0	0.0%	567	0.6%
928 アーチェリー	0	0.0%	570	0.6%	93	0.1%
929 野球	11,046	9.5%				
930 トライアスロン	141	0.1%	23	0.0%	0	0.0%
931 テコンドー	157	0.1%		0.0%		0.0%
932 ラグビー				0.0%	849	0.9%
933 ゴルフ				0.0%	92	0.1%
合計	116,650	100.0%	88,773	100.0%	95,831	100.0%

五輪開催期間における日本のニュース番組の報道傾向（中）

四三（二二九）

ここで、五輪に関するニュースのうち、五輪競技の報道量に焦点を合わせてみたい。表15および図16は、表13および表14のデータのうち、個別競技以外のコードのデータ（「901 開閉会式」、「902 その他」、「903 ミックス」）を除いて、報道量上位の5競技をまとめたものである。なお、本研究ではメダルの獲得と報道量の相関を考察するため、以後メダルについては、当該五輪の開催期間に獲得されたメダルを前提に言及する⁽¹⁴⁾。

表15 報道量上位の5競技（本数）

順位	コード	北京五輪		コード	ロンドン五輪		コード	リオ五輪	
		本数	割合		本数	割合		本数	割合
1	905 水泳	69	12.2%	906 サッカー	90	20.5%	905 水泳	67	12.8%
2	904 陸上競技	56	9.9%	922 柔道	47	10.7%	919 卓球	42	8.0%
3	929 野球	55	9.7%	905 水泳	43	9.8%	922 柔道	38	7.2%
4	906 サッカー	44	7.8%	904 陸上競技	26	5.9%	904 陸上競技	34	6.5%
5	922 柔道	36	6.3%	914 レスリング	21	4.8%	912 体操	28	5.3%

表16 報道量上位の5競技（時間）

順位	コード	北京五輪		コード	ロンドン五輪		コード	リオ五輪	
		時間	割合		時間	割合		時間	割合
1	905 水泳	20,169	17.3%	906 サッカー	21,699	24.4%	905 水泳	15,940	16.6%
2	929 野球	11,046	9.5%	905 水泳	8,082	9.1%	919 卓球	10,134	10.6%
3	906 サッカー	8,392	7.2%	922 柔道	4,932	5.6%	912 体操	9,633	10.1%
4	904 陸上競技	8,310	7.1%	914 レスリング	4,463	5.0%	922 柔道	7,930	8.3%
5	922 柔道	6,567	5.6%	904 陸上競技	4,049	4.6%	914 レスリング	6,784	7.1%

北京五輪における競技別の報道量は、順位に多少の違いはあるが、ニュース本数、ニュース時間ともに「905 水泳」、「904 陸上競技」、「929 野球」、「905 サッカー」、「922 柔道」に関するニュースが上位を占めた（ニュース本数順）。なお、同五輪で日本が獲得した金メダルは9個で、多い順から柔道が4個、水泳が2個、レスリングが2個、ソフトボールが1つであった。これらの競技のうち、報道量で上位に入ったのは「905 水泳」、「922 柔道」の2競技であった。それ以外の競技では、「904 陸上競技」の銅メダルを除いてメダルの獲得はなかった。

ロンドン五輪における競技別の報道量は、順位に多少の違いはあるが、ニュース本数、ニュース時間ともに「906 サッカー」、「922 柔道」、

「905 水泳」、「904 陸上競技」、「914 レスリング」に関するニュースが上位を占めた（ニュース本数順）。なお、同五輪で日本が獲得した金メダルは7個で、多い順からレスリングが4個、ボクシングが1個、体操が1個、柔道が1個であった。これらの競技のうち、報道量で上位に入ったのは「922 柔道」、「914 レスリング」の2競技であった。それ以外の競技では、「906 サッカー」が女子の部で銀メダルを、「905 水泳」が銀メダル3個、銅メダル8個を、「904 陸上競技」が銅メダル1個を獲得した。

リオ五輪における競技別の報道量は、順位に多少の違いはあるが、ニュース本数、ニュース時間ともに「905 水泳」、「919 卓球」、「922 柔道」、「912 体操」に関するニュースが上位を占めた（ニュース本数順）。これら以外では、ニュース本数で「904 陸上競技」が4位、ニュース時間で「914 レスリング」が5位に入っている。なお、同五輪で日本が獲得した金メダルは12個で、多い順からレスリングが4個、柔道が3個、水泳が2個、体操が2個、バドミントンが1個であった。これらの競技のうち、報道量で上位に入ったのは「905 水泳」、「922 柔道」、「912 体操」、「914 レスリング」（ニュース時間のみの）の4競技であった。それ以外の競技では、「919 卓球」が銀メダルを1個と銅メダルを2個、「904 陸上競技」が銀メダルと銅メダルを各1個獲得した。

以上のように、報道量で上位を占める五輪競技の多くは、メダルを獲得している。しかし、メダルの獲得がそのまま報道量の順位につながっているわけではない。したがって、それ以外の要素も報道量に影響を与えていると考えられる。

6 五輪開催期間の報道傾向に対する考察

6.1 ニュースの発生地

ニュースの発生地の報道量を比較すると、各五輪の開催期間において「1 自国」の占める割合が最も多く、それに「2 開催国」が次ぐ割

合を示した。その際、「1 自国」および「2 開催国」の占める割合が、ニュース本数、ニュース時間ともにロンドン五輪とリオ五輪が近似値を示しているのに対して、北京五輪はやや異なる傾向を示した。同五輪は他の五輪と比較して、「1 自国」の割合が少なく、「2 開催国」の割合が多くなっている。

次いで「2 開催国」の報道量をニュースの分野の観点から比較すると、各五輪の開催期間において「900 スポーツ」が最も多く、それに「300 社会」が次ぐ割合を示した。「2 開催国」の報道量で最も多いニュースの分野が「900 スポーツ」であることは、いわば当然のことであるが、五輪によってそれらが占める割合は異なった。報道量で「900 スポーツ」の占める割合はロンドン五輪とリオ五輪ではニュース本数、ニュース時間ともに100%に近い数値を示したのに対して、北京五輪ではそれぞれ8割前後にとどまった。しかし、同五輪の「900 スポーツ」の報道量が他の五輪と比較して少なかったわけではない。調査対象日数が異なるので単純に比較はできないが、3つの五輪の中でそのニュース本数は2番目であり、かつニュース時間は最も多かった。こうした違いが生じたのは、北京五輪において「900 スポーツ」以外の分野のニュースが、他の2つの五輪と比較して明らかに多く報道されていたからである。例えば、次点の「300 社会」のニュース時間は、ロンドン五輪では1.0%、リオ五輪では2.8%に過ぎないが、北京五輪では15.3%を占めている。

ちなみに、ロンドン五輪で「300 社会」に分類されたニュース5本のうち4本は、競技会場に空席が目立つことを指摘するものなど広義には五輪に関するニュースであった⁽¹⁵⁾。また、リオ五輪で「300 社会」に分類されたニュース21本は、米国の競泳選手が強盗被害に遭遇したがそれが狂言だったことに関するものなど、そのすべてが広義には五輪に関するニュースであった。すなわち、「あくまで報道量の観点から述べるなら、リオ五輪の開催期間、日本のニュース番組はブラジルを主たる発生地とするニュースを選択するにあたり、それが『五輪』関

係のニュースであることに価値を見出していた」(中ほか 2020: 53)。

以上のように、ロンドン五輪とリオ五輪において、「300 社会」に分類されたのは、ほぼすべてが五輪に関するニュースであった。

対して、北京五輪で「300 社会」に分類されたニュース50本のうち、広義には五輪に関するものは35本であった。残り15本の内訳は、日本で発生した毒ギョーザ事件に関するニュースが6件、新疆ウイグル自治区における警察などに対する襲撃事件に関するニュースが5件⁽¹⁶⁾、チベット問題への抗議で日本人女性らが中国当局に拘束されたことに関するニュースが2件、その他が2件であった。これらのニュースのうち、警察などに対する襲撃事件は北京五輪開催前後における中国当局への攻撃であり、グローバルなニュース価値を有している。しかし、毒ギョーザ事件や日本人女性らの拘束に関するニュースはそうではない。それらは、日本と関わりがあったからこそニュースになったといえる。

続くロンドン五輪とリオ五輪の開催期間、中国を発生地とするニュースはさほど多くない。両五輪において中国を発生地とするニュースは「3 アジア」に含まれるが、ロンドン五輪における同地域の報道量は、ニュース本数で3.6%、ニュース時間で3.1%であり、その主たる報道内容は韓国大統領による竹島上陸に関するニュースであった。また、リオ五輪における同地域の報道量もニュース本数で4.0%、ニュース時間で2.2%であり、その主たる報道内容は北朝鮮による弾道ミサイル発射に関するニュースであった。

日本のテレビニュースにおける外国関連情報を分析した萩原によれば、日本の国際報道において重視されているのは米国や欧州、そしてアジアであり、それに比べるとアフリカ、中東、中南米に関する報道量は圧倒的に少なくなる傾向にあるという(萩原b 2007: 317)。また、「一般に海外で発生した事件については、日本や日本人が関与したことが日本のメディアにとってのニュース価値を高めるうえで決定的な役割を果たす」(萩原c 2007: 45)。萩原の指摘した国際報道の特徴は、五輪

の開催期間を対象とした本研究でも確認できる。

しかしながら、北京五輪における開催国を発生地とするニュースの報道量は、上記の国際報道の特徴における例外を示すものである。ロンドン五輪とリオ五輪におけるニュースの発生地の分析から明らかになったのは、五輪の開催期間において確かに開催国を発生地とするニュースの報道量は増加したが、そのほとんどは「900 スポーツ」に分類されるニュースであり、それ以外のニュースもほとんどが広義には五輪に関するものであって、それを除けば開催国自体のニュースが増加したわけではなく、ゆえに五輪に関するニュースを除けば国際報道の特徴は変化しないということであった。

対して、北京五輪においてはそう言い切れない部分がある。図7・8で示したように、同五輪において開催国を発生地とするニュースの報道量は他の2つの五輪と比較して明らかに多い。「900 スポーツ」以外の分野でも、それなりにニュースが報道されている。開催国を発生地とするニュースのうち、「900 スポーツ」以外の分野の報道量は、ロンドン五輪ではニュース本数で2.4%、ニュース時間で1.6%、またリオ五輪ではニュース本数で5.0%、ニュース時間で2.8%に過ぎない。しかし、北京五輪ではニュース本数で17.4%、ニュース時間で20.9%を占めている。また、五輪に直接関係するわけではないが広義には関係するニュースが「100 政治」、「200 経済」、「300 社会」、「400 軍事」といった複数の分野に存在しており、それらを合わせたニュース本数は14.5%、ニュース時間の18.8%を占めていた。その要因として考えられるのは、他の開催国と比較して密接な中国との関係である。この関係性が影響して、中国という国家に対するニュース価値が、北京五輪という触媒によって一時的にせよ高まった。そうした可能性を、開催国を発生地とするニュースの分野のデータは示唆している。

以上の考察から、五輪の開催国に関するニュースについて以下の2点が指摘できる。

第1に、五輪の開催期間、外国を発生地とするニュースのうち開催

国を発生地とするニュースの報道量は最も多くなるが、そのほとんどは五輪に関係するニュースであり、それ以外のニュースが増加するわけではない。五輪に関係するニュースを除けば、外国を発生地とするニュースの報道傾向は開催期間以外とほぼ同じ傾向を示す。少なくともその開催期間、五輪は開催国自体に対するニュース価値を特に高めるわけではない。

第2に、第1の指摘の例外として、開催国と日本が密接な関係にある場合、五輪の開催期間、その国家に対するニュース価値が高まる可能性がある。すなわち、開催国の政治や経済、社会に関する情報が、五輪を触媒としてクローズアップされることで、そのニュース価値が高まる。しかし、開催国と日本との関係がさほど密接ではない場合、そうしたニュース価値の変化はみられない。

もちろん、中国ほど密接な関係にない開催国であっても、五輪開催期間に発生した事件であれば、期間外よりはニュースとして報道される可能性は多少なりとも高まると考えられる。とはいえ、その可能性は事件の発生地が五輪の開催国ではない場合とさほど変わらないだろう。

6.2 ニュースの分野

ニュースの分野の報道量を比較すると、各五輪の開催期間において「900 スポーツ」が占める割合が最も多く、それに「300 社会」が次ぐ割合を示した。「900 スポーツ」の中心は五輪競技に関するニュースであったが、甲子園、プロ野球、そして大リーグといった国内外の野球に関するニュースも報道されていた。

異論を承知で述べるならば、「900 スポーツ」のニュースは私たちにとって必要不可欠な情報ではない。それは、五輪競技に関するニュースにおいても例外ではない。しかしながら、「900 スポーツ」のニュースは、各五輪の開催期間においてニュース本数ないしニュース時間の半分に迫る割合を示していた。したがって、少なくとも五輪の開催期

間に限っては、ニュース番組において最も高いニュース価値を有していたのは「100 政治」や「200 経済」、そして「300 社会」といった分野の情報ではなく、「900 スポーツ」といういわばエンターテインメントに分類される情報であった。

なお、次点の「300 社会」が報道量に占める割合であるが、北京五輪からロンドン五輪にかけて減少したものの、リオ五輪では数値を戻している。ここでリオ五輪の開催期間における「300 社会」のニュースの内訳を確認すると、「天皇の生前退位」の話題が注目を集めていた⁽¹⁷⁾。国民的関心を集めたこの話題がなかった場合、リオ五輪における「300 社会」が報道量に占める割合は、ロンドン五輪と同程度だった可能性がある。

次いで、五輪競技の報道量について考察してみよう。一般に、メダル、とりわけ金メダルの獲得はニュースとしての価値が高いと考えられ、その結果としてその競技の報道量が増加することが予想される。それでは、実際にメダルの獲得は報道量にどのような影響を与えたのだろうか。表17および図18は、表15および表16で示した報道量の多い5競技に、メダル獲得数のデータを割り振ったものである。メダルの種類と数が実際の報道量に影響を与えるのかを検討するため、各競技の総メダル数のデータを参考として付記した。

表17 報道量上位5競技のメダル数（本数）

順位	コード	北京五輪			コード	ロンドン五輪			コード	リオ五輪		
		金	銀	銅		金	銀	銅		金	銀	銅
1	905 水泳	2	0	4	906 サッカー	0	1	0	905 水泳	2	2	5
2	904 陸上競技	0	0	1	922 柔道	1	3	3	919 卓球	0	1	2
3	929 野球	0	0	0	905 水泳	0	3	8	922 柔道	3	1	8
4	906 サッカー	0	0	0	904 陸上競技	0	0	1	904 陸上競技	0	1	1
5	922 柔道	4	1	2	914 レスリング	4	0	2	912 体操	2	0	1
	合計	6	1	7	合計	5	7	14	合計	7	5	17
	総メダル数	9	6	10	総メダル数	7	14	17	総メダル数	12	8	21

表18 報道量上位5競技のメダル数（時間）

順位	コード	北京五輪			コード	ロンドン五輪			コード	リオ五輪		
		金	銀	銅		金	銀	銅		金	銀	銅
1	905 水泳	2	0	4	906 サッカー	0	1	0	905 水泳	2	2	5
2	929 野球	0	0	0	905 水泳	0	3	8	919 卓球	0	1	2
3	906 サッカー	0	0	0	914 レスリング	4	0	2	912 体操	2	0	1
4	904 陸上競技	0	0	1	922 柔道	1	3	3	922 柔道	3	1	8
5	922 柔道	4	1	2	904 陸上競技	0	0	1	914 レスリング	4	3	0
	合計	6	1	7	合計	5	7	14	合計	11	7	16
	総メダル数	9	6	10	総メダル数	7	14	17	総メダル数	12	8	21

これらのデータから、メダルの獲得が必ずしもそのまま報道量につながっているわけではないことがわかる。その極端な事例が、北京五輪である。金メダルを含め最も多くのメダル（金メダル4個、銀メダル1個、銅メダル2個）を獲得した「922 柔道」は、ニュース本数で5位（6.3%）、ニュース時間でも5位（5.6%）であった。また、「922 柔道」に次ぐメダル数（金メダル2個、銀メダル2個、銅メダル2個）を獲得した「914 レスリング」は、ニュース本数で8位（3.0%）、ニュース時間でも8位（3.2%）であった。両競技に関するニュースは、その獲得したメダル数に比例する報道量を示さなかった。対して、同五輪においてメダルを獲得できなかった「929 野球」や「906 サッカー」の報道量は、ニュース本数およびニュース時間において、「922 柔道」および「914 レスリング」を上回った。

それでは、メダルの獲得以外で何が五輪競技の報道量に影響を与えているのだろうか。その要因として、3つの点が考えられる。

第1に、競技の種目数である。種目数が多くなれば、必然的にその競技に関するニュースの報道量は増加する。例えば、北京五輪では28競技302種目、ロンドン五輪では26競技302種目、そしてリオ五輪では28競技306種目が実施されたが、各五輪で最も多い競技種目は「904 陸上競技」の47種目であり、それに次ぐのが「905 水泳」の46種目であった。その種目数を反映するように、「904 陸上競技」の報道量は、ニュース本数で北京五輪2位、ロンドン五輪4位、リオ五輪4位、そ

してニュース時間で北京五輪4位、ロンドン五輪5位、リオ五輪7位となっている。そして、種目数の割に成績が振るわないためであろうか、いずれの五輪でもニュース本数と比較してニュース時間の順位が下がる傾向にある。対して、「905 水泳」の報道量は、メダルの獲得の影響もあってニュース本数で北京五輪1位、ロンドン五輪3位、リオ五輪1位、ニュース時間で北京五輪1位、ロンドン五輪2位、リオ五輪1位となっており、ニュース本数およびニュース時間のいずれにおいても、各五輪で上位3位を占めた。

第2に、競技の日本国内での人気である。この場合、メダルはその指標となるが、必須条件ではない。例えば、北京五輪における「929 野球」は、準決勝および3位決定戦ともに敗れてメダル無しの4位に終わった。大会を通じた成績は4勝5敗であり、決して良いとはいえない。しかしながら、ニュース本数で3位、ニュース時間で2位であった。また、同五輪における「906 サッカー」は、「男子サッカー」はグループリーグで1勝もできずに最下位で敗退し、「女子サッカー」は3位決定戦で敗れてメダル無しの4位に終わった。しかしながら、ニュース本数で4位、ニュース時間で3位となった。

メダルがなくともこれだけの報道量があるということは、メダルの獲得はそれに大きな影響を与える。事実、ロンドン五輪において「男子サッカー」が3位決定戦で敗れたものの4位となり、「女子サッカー」が銀メダルを獲得したことで、「906 サッカー」の報道量はニュース本数、ニュース時間ともに圧倒的な1位となった。同競技が五輪関係のニュースで占めた割合はニュース本数で20.5%、ニュース時間で24.4%であり、調査対象となった3つの五輪で最高値を示している。

第3に、競技の「物語性」である。この場合、メダルは重要な指標となる。なぜなら、それは努力と挑戦が報われた証拠として意味を持つからである。そして、それが悲劇である場合には、メダルは失われた栄誉としての意味を持つ。また、この「物語性」の対象となる競技

は、大きく2つに分けられる。それは、団体と個人である。前者は「史上初」という言葉とともに「世界」への挑戦の物語として、後者は個人の努力と挫折の物語として語られる傾向にある。ここで、各五輪においてその「物語性」が報道量に影響を与えたと考えられる代表的な競技を取り上げて考察したい。

北京五輪において「物語性」が強調されたのは、「904 陸上競技」である。同競技は、北京五輪では銅メダルを1個、ロンドン五輪では銅メダルを1個、リオ五輪では銀メダル1個、銅メダル1個を獲得した。メダルの数としてはリオ五輪が最も多く、北京五輪とロンドン五輪は同じである。しかし、北京五輪における同競技の報道量はロンドン五輪やリオ五輪と比較して2倍弱に達していた。北京五輪の「904 陸上競技」において、「物語性」が影響を与えたのは2種目ある。それは、「男子4×100m リレー」と「女子マラソン」である。

「男子4×100m リレー」は、「904 陸上競技」において唯一のメダルとなる銅メダルを獲得した。そのメダル獲得が「物語性」を帯びた理由は、それが「日本短距離史上初のメダル獲得」であったからである。体格的に日本人には不向きと考えられてきた種目における初のメダルの獲得は、日本陸上界の悲願を達成したとして他競技の金メダル以上の賞賛をもって報道された。同種目の「904 陸上競技」における報道量は、ニュース本数は2番目の14.0%、そしてニュース時間も2番目の20.5%であった。

そして最も報道量が多かったのが、「女子マラソン」である。その「904 陸上競技」におけるその報道量は、ニュース本数は35.1%、ニュース時間は37.1%であった。北京五輪における同種目の成績は入賞選手もおらず、特筆すべきものはなかった⁽¹⁸⁾。それでも報道量が多かった理由は、金メダル候補と目されていた野口みずき選手が、大会直前に出場辞退したためである。前回大会となるアテネ五輪において金メダルを獲得した野口選手は、「五輪史上初めての女子マラソン2連覇」が期待されていた。その夢が潰えたことは悲劇として注目を集め

た。「女子マラソン」に関する報道のうち、実にニュース本数の75.0%、ニュース時間の70.8%が野口選手の辞退に関するものであった。

ロンドン五輪において「物語性」が強調されたのは、「906 サッカー」である。同競技は、先述のように「男子サッカー」が4位、「女子サッカー」が銀メダルを獲得し、3つの五輪において特筆すべき報道量を示した。とりわけ、その報道量に貢献したのは「女子サッカー」である。「906 サッカー」における「女子サッカー」の報道量は、ニュース本数で61.1%、ニュース時間で60.2%を占め、いずれも「男子サッカー」の1.7倍近い数値を示した⁽¹⁹⁾。

「女子サッカー」の銀メダル獲得が「物語性」を帯びた理由は、それが「日本サッカー史上初の銀メダル獲得」であったためである。それまで、日本サッカー界で最も良い成績は、1968年のメキシコ五輪における「男子サッカー」の銅メダルであった。銀メダルの獲得は、それを超える快挙として受け止められた。そのことを示すように、銀メダルの獲得を伝える2012年8月10日のニュースのタイトルテロップ／サブタイトルテロップには、「なでしこ涙と笑顔… 男女通じ史上初の銀メダル」(NHK ニュース7)、「なでしこジャパン 悲願の銀メダル獲得」(NEWS ZERO)、「史上初 なでしこ銀メダル 快挙を支えた世界の絆」(NEWS23X)、「なでしこ笑顔が咲いた 快挙！史上初の銀メダル」(報道ステーション)といったように、「日本サッカー史上初の銀メダル獲得」を強調する文言が並んでいた。

リオ五輪において「物語性」が強調されたのは、「919 卓球」である。同競技は、リオ五輪において銀メダル1個、銅メダル2個を獲得した。その内訳は、「男子団体」で銀メダル1個、「男子シングルス」および「女子団体」で銅メダル各1個である。表19および図20は、「919 卓球」のニュースをそれぞれニュース本数およびニュース時間でカウントしたものである。

表19 「919 卓球」 種目別報道量（本数）

種目	本数	割合
女子シングルス	11	26.2%
女子団体	11	26.2%
男子シングルス	8	19.0%
男子団体	8	19.0%
その他	4	9.5%
合計	42	100.0%

表20 「919 卓球」 種目別報道量（時間）

種目	時間	割合
女子団体	4,075	40.2%
男子団体	3,281	32.4%
男子シングルス	1,752	17.3%
その他	515	5.1%
女子シングルス	511	5.0%
合計	10,134	100.0%

上記のデータからは、「919 卓球」においてメダルの獲得が必ずしもそのまま報道量につながっているわけではないことがわかる。「男子団体」は銀メダル、「女子団体」は銅メダルを獲得したが、「女子団体」の方がニュース本数、ニュース時間ともに多い。また、銅メダルを獲得した「男子シングルス」よりもメダル無しに終わった「女子シングルス」の方が、ニュース本数が多い（ちなみに、「女子シングルス」のニュース時間は最も少ない）。

一見アンバランスなニュース本数とニュース時間の分布の要因となっているのは、卓球女子代表の福原愛選手の存在である。幼少期から活躍し長らく日本卓球界のヒロインであり続けてきた「愛ちゃん」こと福原選手は、リオ五輪において女子最年長で代表に選出された。これまで4回連続で五輪に出場し、大会後の引退が囁かれていた福原選手は、最後の五輪にふさわしい活躍をみせた。「女子シングルス」ではメダルの獲得を逃したが初の準決勝進出を果たし、続く「女子団体」では直前に骨膜炎を発症して状態が危ぶまれたものの3位決定戦のダブルスで1勝を挙げ、2大会連続となる銅メダル獲得に貢献した。

福原選手の活躍は、まさにヒロインの有終の美を飾るものとして強い「物語性」を感じさせ、そのニュースに高い価値を与えることになった。例えば、「女子シングルス」のニュース11本のうち、9本のタイトルテロップ／サブタイトルテロップに、「福原愛」の名前が入っている。すなわち「女子シングルス」のニュースは福原選手ありきで報道されており、それゆえにニュース本数は多かったが、メダル獲得に

至らなかったことでニュース時間が少なくなったと考えられる。

そして、「女子団体」における銅メダルの獲得を伝える2016年8月17日のニュースは、そのタイトルテロップ／サブタイトルテロップに「涙の銅メダル」（NHK ニュース7）、「卓球女子団体“涙の”銅メダル」（NEWS ZERO）、「卓球女子団体 涙の銅」（NEWS23）といったように、メダル獲得を感動的なドラマとみなす文言が並んでいた。また、「福原が引っ張った 卓球女子団体」（NHK ニュース7）、「福原愛選手（27）『苦しいオリンピック』… “重圧”との戦い」（NEWS ZERO）といった、重圧の中でキャプテンとしての責務を果たした福原選手を強調する文言も目立った。そして、銅メダルを獲得した「女子団体」のニュース時間は「919 卓球」の40.2%を占めるに至り、銀メダルを獲得した「男子団体」のニュース時間32.4%を上回った。

現在の五輪放送の原型を作った代表的な人物の1人として、米国のABC テレビでプロデューサーを務めたR・アーリッジがいる。そのアーリッジが最も重視したのが「up close and personal」——選手に近づき、その個人に迫るという手法であった。彼は実況するアナウンサーに選手のエピソードやバックグラウンドを強調させることで、競技に「物語性」を付与しようとした（Billings 2018: 31-33）。リオ五輪の「919 卓球」における福原は、その典型的な事例であったと述べることができるだろう。

以上、メダルの獲得以外で五輪競技の報道量に影響を与える要因について考察した。五輪競技の報道量は、メダルの獲得だけが要因ではなく、それ以外の複数の要因が影響していると考えられる。上記以外の要因としては、ある競技に対するメダル獲得への期待が、同競技がニュースとなる可能性に影響を与えることが想定される。例えば、北京五輪における「929 野球」の報道量は、2006年開催の第1回ワールド・ベースボール・クラシックでの日本代表の優勝がもたらした期待が影響した可能性がある。同様に、ロンドン五輪における「906 サッカー」における「女子サッカー」の報道量は、2011年開催のFIFA 女

子ワールドカップにおける優勝がもたらした期待が影響した可能性がある。他の競技においても、同様の事例は想定できる。しかし、本研究においてそれを検証可能なデータは存在しない。したがって、メダル獲得への期待が報道量に影響を与える可能性については、仮説として述べるに止めたい。

7 おわりに

情報の種類に応じて掲載面がある程度決まっている新聞とは異なり、テレビのニュース番組は特定のコーナーが設けられているわけではなく、番組内におけるニュースの「発生地」および「分野」は、その時々状況に応じて大きく変動する。本研究が対象とした3つの五輪の開催期間においてそれらは多少の変動はあっても安定した傾向を見せ、結果として五輪の開催期間における日本のニュース番組の普遍的な報道傾向を明らかにするという本研究の目的は、ある程度は達成できたと考える。もっとも報道内容の安定は、中（2010）で指摘されているように、ネガティブなニュースが周縁化された結果である可能性も考慮する必要がある。

本研究は、ともすれば質的研究に偏りがちな五輪に関するメディア研究に対して、量的研究の観点を示すことで、いわばその補完となることを副次的な目的としている。本研究の考察で示された内容は、人によっては「経験的」に既知の内容であろう。しかしながら、それを理由として検証せず、事実として語っても良いのだろうか。常識と考えることをあえて検証することが思い込みや先入観に対する気づきを生み、結果として研究を正しい方向に発展させると筆者は考える。

2021年夏、日本では1年の延期を経て東京五輪が開催された。自国開催であるのみならず、新型コロナウイルスの感染拡大が続く極めて特殊な状況下での開催となった同五輪は、日本のメディア研究にとって非常に重要な研究対象となった。筆者もまた、あらためて今後の研

究課題にしたいと考えている。

注

- (1) 藤竹の指摘は、NHK 放送世論調査所が1967年に刊行した『東京オリンピック』に収録されている。同書において藤竹は著者としての記載はないが、「分析・解釈」を担当している旨の説明がある（NHK 放送世論調査所 1967: i）。
- (2) NHK の代表的なニュース番組としては、ほかに『ニュースウオッチ9』が存在する。しかし同番組は競技の実況中継などによって放送を見合わせる機会がたびたびみられたため、『NHK ニュース7』を対象としている。
- (3) 北京五輪の時点では『NEWS23』であったが、ロンドン五輪の時点では『NEWS23X』（2010年3月29日改編）であった。リオ五輪の時点では『NEWS23』（2013年4月1日改編）に名前を戻している。
- (4) 北京五輪およびロンドン五輪の時点では『ニュース JAPAN』および『すぽると!』であった。これら2つの番組は、コンプレックス枠としてニュース番組として連続した時間帯に編成されているため、本研究ではまとめて1つの番組として扱っている。その後、同番組は『あしたのニュース』および『すぽると!』への改称を経て、リオ五輪の時点では『ユアタイム～あなたの時間～』（2016年4月4日改編）として放送されていた。
- (5) 各五輪の開催期間は共通して17日間である。しかし、時差の関係もあって日本では報道される期間が異なる。そのため、調査期間の日数は同じではない。
- (6) コード作成にあたっては、外務省による分類を参考とした。詳しくは同省のサイトを参照のこと（2021年6月25日取得、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/>）。
- (7) コード作成にあたっては、日本五輪委員会（JOC : Japanese Olympic Committee）による競技分類を参考とした。詳しくは同委員会のサイトを参照のこと（2021年6月25日取得、<https://www.joc.or.jp>）。
- (8) ニュース時間は、ニュースの終了時刻から開始時刻および「ニュース内CM」の時間を引くことで計測したものである。一般に、民間放送局ではニュース番組内でCMが放送される。それらのCMの多くは、ニュースとニュースの間に放送される。しかし、ときとして1本のニュースの途中でCMが入り、CM終了後に続きのニュースが放送されることがある。この場合のコマーシャルを、本研究では「ニュース内CM」と呼ぶ。
- (9) 競技以外の五輪関係のニュースに割り当てられるコード。パラリンピックに関するニュースも、このコードに含まれる。
- (10) 複数競技が1つのニュースとして放送される場合に割り当てられるコード。

- (11) 比較対象となる北京五輪のデータは中（2009）に準じているが、同研究と本研究における数値は若干異なる。中（2015）以降、集計の方針を一部変更したため、それに準じて再集計したためである。
- (12) 本研究で用いる割合（％）を示す数値は、小数点第二位以下を四捨五入している。そのため、内訳割合の合計と、内訳合計が総数に占める割合が一致しない場合がある。
- (13) 北京五輪、リオ五輪においては「2 開催国」において「900 スポーツ」に分類されたすべてのニュースが、五輪関係のニュースであった。ロンドン五輪のみ、「900 スポーツ」に分類されたニュースのうち3本がプレミア・リーグに関するものであり、具体的にはマンチェスター・ユナイテッドに移籍した香川真司選手に関するニュースであった。
- (14) 北京五輪では、「男子4×100m リレー」および「レスリング男子フリースタイル60kg 級」の2種目が、大会後に銅メダルから銀メダルに繰り上がった。
- (15) 「300 社会」に分類されたニュースのうち、唯一五輪と関係がなかったのは、ウィキ・リークスで知られるJ・アサンジ氏に対してエクアドルが亡命許可を出したことにに関するニュースであった。
- (16) 2008年8月4日、新疆ウイグル自治区で武装グループによる警察署襲撃事件があった。また同月11日、同様に武装グループによる公安施設などに対する襲撃があった。
- (17) 五輪開催期間中の2016年8月8日、明仁天皇はビデオメッセージを通じて生前退位を希望する意向を示唆し、日本国内で大きな話題になった。同年7月13日の時点で天皇の意向は宮内庁関係者を通じてすでに報道されており、ビデオメッセージは生前退位に対する国民の理解を求めるものであった。
- (18) 北京五輪における「女子マラソン」の成績は、中村友梨香選手の13位が最高で、もう1人の出場選手である土佐礼子選手は途中棄権した。
- (19) 「男子サッカー」の報道量は、ニュース本数が35.6％、ニュース時間が36.5％であった。残りの報道量は、男子と女子を一緒に報道したニュースで、ニュース本数が3.3％、ニュース時間が3.2％であった。

引用・参考文献

- 阿部潔（2008）『スポーツの魅惑とメディアの誘惑——身体／国家のカルチュラル・スタディーズ』世界思想社
- Billings, A. C., Angelini, J. R. and MacArthur, P. J. (2018) *Olympic Television: Broadcasting the Biggest Show on Earth*, New York: Routledge.
- Dayan, D. and Katz, E. (1992=1996) *Media events: the live broadcasting of*

- history*, Harvard University Press. (浅見克彦訳『メディア・イベント——歴史をつくるメディア・セレモニー』青弓社)
- 萩原滋 (2007a) 「はじめに」 萩原滋編著『テレビニュースの世界像——外国関連報道が構築するリアリティ』勁草書房
- 萩原滋 (2007b) 「大学生の外国認識とメディアの役割」 萩原滋編著『テレビニュースの世界像——外国関連報道が構築するリアリティ』勁草書房
- 萩原滋 (2007c) 「テレビの中の世界情勢——外国関連報道の特質を探る」 萩原滋編著『テレビニュースの世界像——外国関連報道が構築するリアリティ』勁草書房
- 平山賢治 (2012) 「ロンドン五輪はどう観られたか？」『GALAC』2012年11月号
- 藤竹暁 (1985) 『テレビメディアの社会力——マジックボックスを解読する』有斐閣選書
- IOC (2016) IOC GLOBAL BROADCAST AND AUDIENCE REPORT Olympic Games Rio 2016. (Retrieved June 21, 2021, https://stillmed.olympic.org/media/Document%20Library/OlympicOrg/Games/Summer-Games/Games-Rio-2016-Olympic-Games/Media-Guide-for-Rio-2016/Global-Broadcast-and-Audience-Report-Rio-2016.pdf#_ga=2.209430802.1805681646.1584709093-1385879318.1584709093)
- 上瀬由美子 (2007) 「アテネ・オリンピック報道にみる外国関連情報—テレビニュース番組の内容分析から—」『メディア・コミュニケーション』No.57
- 上瀬由美子・萩原滋・李光鎬 (2010) 「北京オリンピック視聴と中国・中国人イメージの変化—大学生のパネル調査分析から—」『メディア・コミュニケーション』No.60
- 向田久美子・坂元章・村田光二・高木栄作 (2001) 「アトランタ・オリンピックと外国イメージの変化」『社会心理学研究』第16巻
- 村田光二・坂元章・高木栄作 (1993) 「バルセロナ・オリンピックによる外国人イメージの変化(1)」日本社会心理学会大34回大会発表論文集
- 村田光二・稲葉哲郎・向田久美子・佐久間勲・樋口収・高林久美子 (2005) 「アテネ・オリンピック報道と日本人・外国人イメージ(3)—市民調査の結果—」日本社会心理学会第46回大会発表論文
- 中正樹 (2009) 「北京オリンピック開催期間におけるテレビニュースの内容分析 1—ニュース内容の量的分析—」『武蔵大学総合研究所紀要』第18号
- 中正樹・日吉昭彦・小林直美 (2015) 「ロンドンオリンピック開催期間における日本のテレビニュース報道に関する内容分析」『ソシオロジスト』第17巻第1号
- 中正樹・日吉昭彦・小林直美 (2020) 「五輪開催期間におけるニュース番組の開催国報道——リオ五輪を事例として——」『ジャーナリズム&メディ

ア』第15号

NHK 放送世論調査所 (1967) 『東京オリンピック』 NHK 放送世論調査所

Real, M. (1989) *Super Media: A Cultural Studies Approach*, Newbury Park: Sage Publications.

佐久間勲・日吉昭彦 (2017) 「ロンドン・オリンピック大会と国民イメージの変化」『社会情報学』第6巻1号

高木栄作・坂元章 (1991) 「ソウル・オリンピックによる外国イメージの変化——大学生のパネル調査——」『社会心理学研究』第6巻

横山滋 (2007) 「トリノ・オリンピック報道における外国関連情報と中立性——『ニュース10』『ニュース23』『報道ステーション』の場合——」『メディア・コミュニケーション』No.57

市町村の社会復帰促進センター 誘致を促す要因

斎 藤 英 明

目次

1. はじめに	61
2. 先行研究	63
3. 実証分析	68
3.1. 誘致自治体の特定と被説明変数	68
3.2. 説明変数	68
3.3. 推定方法と推定結果	70
4. 誘致確率への交付税の影響	77
5. おわりに	78
参考文献	79

1. はじめに

原子力発電所や廃棄物処理施設など迷惑施設あるいは NIMBY (Not In My Back Yard) 施設の立地は、周辺住民から反対運動により建設が難航することが多い。こうした状況について本稿では、一つの方便として、住民にとって施設から被るコストがそこから享受できるベネフィットよりも大きいと認識されているためであると理解し、迷惑施設を立地・建設しようとするならば、少なくともコストを相殺しうるだけのベネフィットを提供しなければならないと考えることにする。裏を返せば、現実に迷惑施設が立地している自治体では、地域住民に

としてコストに見合ったベネフィットが享受できると認識されているはずである。

ところで、迷惑施設であれ他の施設であれ、最終的に受容するか否かの判断を下するのは住民である。しかし、現実的に住民個々の態様を観察することは不可能であるため、本稿は自治体の行動を住民意思の総体として観察し、自治体が迷惑施設を受容する要因を分析する。

本稿で取り上げる迷惑施設は、刑務所としての機能をもつ社会復帰促進センターである。2000年代初頭の日本では、図1が示すように、刑務所の収容定員数を越えて収容すべき人員数が増加し、刑務所の増設が必要になっていた。その際に、国はPFI方式を用いて施設を整備することとし、2021年現在では全国5カ所で稼働している（表1）。当該施設の立地先選定においては、自治体から積極的な応募が寄せられ、誘致合戦とも形容しうる状況となった。つまり、一般的に迷惑施設と見なされる社会復帰促進センターではあるが、ある条件を満たした自治体にとってみれば、コストを上回るベネフィットを提供してくれる「望ましい施設」と認識されていたことになる。

本稿では、どのような条件を満たす自治体が社会復帰促進センターを誘致したのか、すなわち、どのような条件を満たすとき、社会復帰促進センターからのベネフィットがコストを上回ると判断されたのかを定量的に考察することを目的とする。具体的には、日本で最初の社会復帰促進センターの立地先として山口県美祢市が選定されるまでの間の誘致合戦を研究材料とする。以下、本稿は次のように構成される。2節は刑務所誘致に関する先行研究を概観し蓄積されてきた議論を整理する。3節は先行研究を踏まえ社会復帰促進センターを誘致した自治体がどのような条件を満たす団体であったのかについて定量的に考察する。4節は前節での推定結果を利用して、社会復帰促進センターを積極的に誘致するようになる確率（すなわち、当該施設からのベネフィットがコストを上回る確率）に注目したシミュレーションを行う。5節はまとめて本稿を総括する。

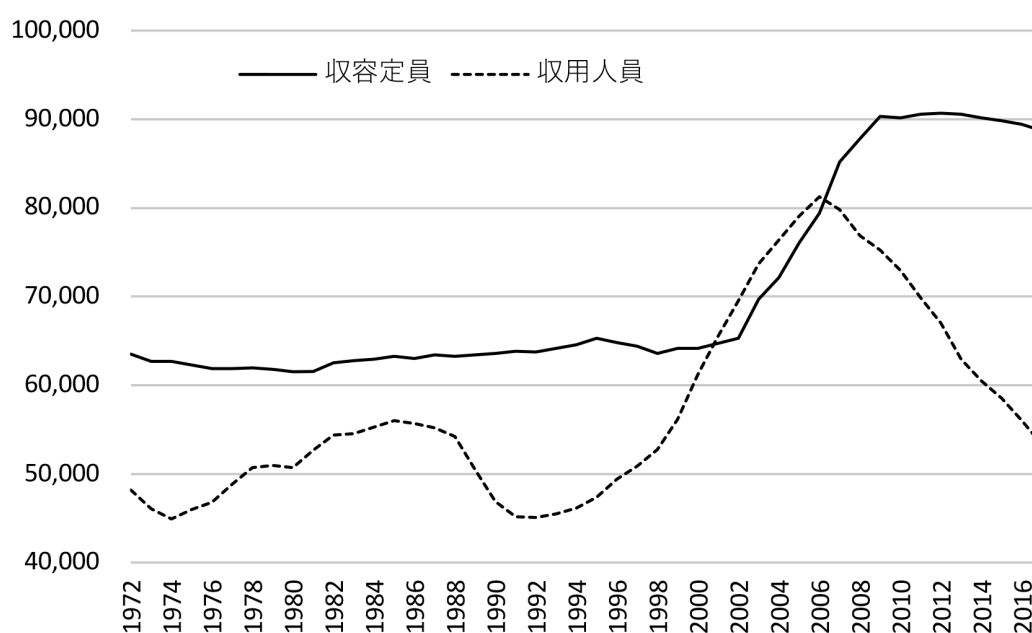


図1 収容定員と収用人員の推移

注 各年の値は法務省『犯罪白書』各年版より引用。

出所 筆者作成。

表1 PFI手法を用いた社会復帰促進センター

名称	所在自治体	稼働開始時期	収容定員
美祢社会復帰促進センター	山口県美祢市	2007年	1,300人
播磨社会復帰促進センター	兵庫県加古川市	2007年	1,000人
喜連川社会復帰促進センター	栃木県さくら市	2007年	2,000人
島根あさひ社会復帰促進センター	島根県浜田市	2008年	2,000人
国際法務総合センター	東京都昭島市	2017年	875人

出所 筆者作成。

2. 先行研究

刑務所の立地先選定に関する研究は、管見の限り日本には十分な蓄積があるとは言えず、刑務所が住民に望まれた施設なのか否かや、誘致による効果について統一的な見解が得られていないが、アメリカでの事例は蓄積されている。

誘致の影響（コストが上回るかベネフィットが上回るか）と分析方法（統計的／叙述的）によって先行研究を分類すると表2のように整理できる。

地域にとってベネフィットが上回ると指摘する研究には Robertson and Ray (1994)、Hoyman (2002)、Che (2005)、Hoyman and Weinberg (2006)、Courtright et al. (2010)、Hannan and Courtright (2011)、そして Bonds (2013) が挙げられる。Robertson and Ray (1994) は、ミシシッピでの刑務所拡張に対する住民の態様について、電話調査から得られた606人の回答をもとに回帰分析を行っている。回帰分析の結果、既存の刑務所施設の存在、経済的利益、人種、教育は、ミシシッピの住民の刑務所拡大に対する態度の有意な要因であることを明らかにしている。Hoyman (2002) はノースカロライナ州のカウンティを対象として分析を行い、刑務所の雇用への貢献が誘致の要因であることを示している。Che (2005) はペンシルベニア州の刑務所を研究対象に定め、刑務所建設に対して反対する住民はいたものの、建設により雇用が創出され、刑務所建設を利用することで都市部と農村部が平等な持続可能な発展を遂げられることを主張している。Hoyman and Weinberg (2006) もノースカロライナ州のカウンティを対象として、分析ではプロビット分析を行い、刑務所の雇用への貢献が誘致の要因であることを示している。実証分析の結果は、大卒割合、持ち家率、そして人口密度が有意な結果を示しているが、いずれも事前に予測された符号条件を満たさず、これらの変数がプラスで誘致に影響するというやや奇妙な結果が示されている。Courtright et al. (2010) は、ペンシルベニア州の4つの農村地域に位置する州の矯正施設の経済的影響に関して、コミュニティの満足度と認識を調査している。そして、刑務所が矯正機関を既に誘致しているか、または誘致を検討している農村地域社会に利益をもたらすことを示唆している。そのため、刑務所と誘致先の地域の緊張関係を緩和し、誘致することを勧めている。Hannan and Courtright (2011) も Courtright et al. (2010) と同じようにペンシルベニア州の農村を対象としている。この研究も刑務所の設置は地域経済に好影響をもたらすことを示している。分析は郵便調査によるアンケート調査（サンプル数=3,160）をもとに地域経済への影響を分析し、

順序ロジットモデルによって行われている。分析の結果、施設からの距離、刑務所に起因する地元の雇用創出の認識は地域経済に好影響を与える一方で、住民の安全上の懸念は経済に対して悪影響をもたらすという結果を得ている。Bonds（2013）はオレゴン州のマドラスを対象地として刑務所建設を用いた都市の再開発を調査している。特に白人の視点から研究が行われており、統計的な手法ではなく、地域の白人指導者の主張という形でまとめられている。その結果、マドラスでは、刑務所が建設されることで白人以外の人種が流入する懸念以上に、刑務所を建設することが経済発展を促し、高所得者層と低所得者層の住宅地を分け、都市が作り直されることが示唆されている。一方で先行研究では地域にとってコストが上回ると指摘するものとしては Blankenship and Yanarella（2004）、Tootle（2004）、King et al.（2004）、Hooks et al.（2004）、Whitfields（2008）が挙げられる。

Blankenship and Yanarella（2004）はバージニア州のワイス郡を対象に研究を行い、農村分の刑務所誘致は農村部を不要なものの廃棄場という立場に追いやっており、議会議員などにとっては魅力的な政策に映るものの、近視眼的な政策であると指摘している。Tootle（2004）は、これまでの研究を踏まえ、刑務所は必ずしも農村部の経済的発展に寄与することを示唆しつつ、政策立案者、利害関係者、研究者の間での情報共有を始めとする対話が不足しているため、刑務所の正確な影響は測れないと指摘している。King et al.（2004）は、1977年から2000年にニューヨーク州に設置された刑務所を対象にして刑務所の雇用と所得に与える影響について実証分析を行っている。実証分析から、刑務所は失業率に影響を持たず、所得に対してのみ影響を持つことを示している。しかも、1人当たり所得に対してマイナスで影響している。この結果に鑑みれば、刑務所誘致は地域にとって悪影響をもたらすと解釈できる。

Hooks et al.（2004）は、1969年から1994における既存・新設の刑務所が地域の雇用に与えた影響について、対象地域を都市部と郊外に分

けて実証的に分析し、刑務所が郊外の雇用に対して影響を持たないことを示している。さらに分析を進め、郊外を雇用増加の早い地域と遅い地域に分け、4つのパターンの地域が公共部門と民間部門の雇用に与える影響を推計し、公共部門の雇用はプラスの結果を示すものがあつたものの、民間部門の雇用に対してはマイナスの影響を示す結果を得ている。この結果から刑務所は地域経済の発展に貢献するとは言えないと結論付けている。Whitfields (2008) では、1990年代の研究は刑務所が治安、生活の質、そして地価に悪影響がないと主張され、刑務所が地域経済を活性化させることが期待された一方で、実際の研究結果は、刑務所が地域に経済的ベネフィットをもたらさないことを指摘している。期待とは裏腹な結果が示されていることについて、この論文では刑務所にかかる費用、維持費といった内部的な費用と、刑務所がもたらす雇用創出、受刑者家族への影響、その他の住民に対する影響など、外部の影響を同時に測定していないことを挙げている。

刑務所立地でコストがベネフィットを上回る理由について、先行研究では、①受刑者の家族が地域に流入することで、インフラ整備（学校施設や上下水道など）が地域のコストとなる、②刑務所が必要とする技術と地域の住民が有している技術が異なることで雇用のミスマッチが生じること、③刑務所の高所得職位者が地域に居住せず、地域外から通勤すること、④刑務所が設置されたことで地域のイメージが下がり、企業の投資が減少し、投資を行う企業は全国的に展開する大企業に限定され、地域に利益が還元されない、⑤それに伴い、地元企業が淘汰されてしまう、といった点が挙げられている。

先行研究は刑務所が地域の雇用など経済的要因の影響が主眼に置かれている。しかし、誘致要因として経済的要因以外にも財政的要因も考えられる。先行研究で上位政府から下位政府への補助金を考慮しているのが Huling (2002) である。この研究では、1996年にニューヨーク州の州知事が州北部に刑務所を建設する時に、インフラ整備の1つとして連邦補助金を申請したことに触れている。しかし、この補助金

がどのような影響を地域にもたらしたかといったことには触れていない。また、この研究に鑑みると、日本の地方交付税のように建設をすれば自動的に上位政府から財政移転や補助金が行われるわけではなく、あくまで州が申請をしたために補助金が受け取れたと解釈できる。したがって、アメリカの場合、補助金目当てに刑務所を建設するというインセンティブはそもそも存在しにくい。

アメリカの刑務所に関する先行研究を観察すると、刑務所誘致が住民の雇用や所得、あるいは誘致した地域の治安や人種的対立への懸念に主眼を置いたものが多いことがわかる。一方で、上位政府から下位政府への補助金など、自治体が享受できる財政的ベネフィットの影響に着目した研究はあまり蓄積されていないため、それらが持つ影響が定かではない。日本を考察対象とする本稿では、国から地方自治体への財政移転である地方交付税や補助金である国庫支出金が財政運営に大きく影響を与えていることを踏まえ、特に地方交付税の影響を考慮した分析を行う。

表2 先行研究の分類

誘致の影響	分析方法	
	統計的	叙述的
ベネフィットが大きい	Robertson and Ray (1994)	Che (2005)
	Hoyman (2002)	Bonds (2013)
	Hoyman and Weinberg (2006)	
	Courtright et al. (2010)	
	Hannan and Courtright (2011)	
コストが大きい	King et al. (2004)	Blankenship and Yanarella (2004)
	Hooks et al. (2004)	Tootle (2004)
	Whitfields (2008)	

出所 筆者作成。

3. 実証分析

3.1. 誘致自治体の特定と被説明変数

朝日新聞（2004年1月26日朝刊）によれば、2004年1月、わが国で最初の社会復帰促進センターの立地先として山口県美祢市が選定されるまでの間に53の自治体が当該施設の誘致を検討していたとされるが、自治体名はそこに明示されていない。山口県美祢市を選定した委員会を所管する法務省に問合せたものの、公開された資料からは、最終候補に残ったごく少数の自治体名のみを確認できるに過ぎない。そこで、本稿では、「日経テレコン21（代行検索）」を用いて、2000年1月1日から美祢社会復帰促進センターの選定が報じられた2004年1月25日を対象期間とし、全国紙、地方紙、および専門紙を探索対象とした記事検索を行い、社会復帰促進センターに関心を寄せた42自治体を確認することができた（表3）。本稿では、この42自治体を誘致に関心を示した潜在的な「誘致自治体」と認定し、これらを1とし、それ以外の自治体を0とする二値変数を作成し、後述するロジスティック分析における被説明変数とする。

誘致自治体に関して人口と財政力指数の関係をプロットすると図2のように示される。いずれの自治体も交付団体であり、特に財政力指数0.3以下かつ人口10,000人以下という自治体が誘致に積極的であったことがうかがえる。こうした自治体は確たる産業基盤を有していないと推察でき、社会復帰促進センターの誘致により財政状況のみならず社会経済状況の改善を期待したのではないかと考えられる。

3.2. 説明変数

社会復帰促進センターは、産業としての裾野は極めて狭く、刑務官などの公務員が転入し新しい集落が形成されるものの人口増加は局地的である。地元経済にとっては、食糧や身の回り品の消費増が期待できるものの、地元住民へ多くの雇用機会が提供されるわけではない。

さりながら、財政力の低い自治体が社会復帰促進センターの誘致に関心を寄せるのには理由がある。刑務所の収容人員は国勢調査上の人口に含まれるため、データの上では、刑務所新設は収容人員数分だけ当該地域の人口増加につながる。地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額では、国勢調査人口が測定単位となるものが含まれており、刑務所新設による人口増は地方交付税増額にはつながる。ただし、その金額は決して莫大なものではない。僅かな雇用機会の増加であれ、大きくはない地方交付税額の増額であれ、人口規模の小さい自治体にとってみれば、決して軽視できないベネフィットとして認識できるかもしれない。財政的に困窮する自治体、人口減少が続く自治体などであれば、なおさらではなかろうか。

こうした着眼点から、本稿では、社会復帰促進センターの誘致を積極的に行った自治体が満たすであろう条件として、以下のような項目を考えることとした。すなわち、増額が期待される一人当たり地方交付税の2000年度一人当たり地方交付税額に対する割合（以下、交付税の影響と表す）、公債費比率、失業率、面積、そして人口変化率である。さらに、本稿の考察対象が NIMBY 施設である点に配慮し、既存の刑務所や少年院など類似した行刑施設を有しているか否かのダミー変数（有している自治体を1、それ以外を0。以下、行刑施設の有無と表す）を説明変数に追加する。Greenberg (2009) では、関連施設を集中的に立地させる政策 (CLAMP ; concentrating locations at major plants) は、地権関係、集約によるベネフィットなどの理由から有力であると論じられているが、行刑施設の場合には、そうした理由に加えて、住民が迷惑施設に慣れていること、あるいは経験的にリスクが低いことを理解していることなどが受け入れを容易にするものと考えられる。ただし、行刑施設の所在地に関しては2021年現在の住所が法務省の web サイトに公開されている。市町村合併の影響により2000年時点と2021年で所属自治体が異なる場合があるため、ArcGIS Pro を用いて現時点の行刑施設の位置と2000年時点の行政区域を表示し、重なり合う場所から2000

年時点の行刑施設の所属自治体を整理している。これら説明変数の作成方法および出所をまとめたものが表4である。

また、表4では、社会復帰促進センターの誘致へ向けて、各説明変数が与える影響のプロセスを考えて時間軸で整理している。表中で「過去」に分類される人口変化率は、1995年度から2000年度の変化率を作成し、これを分析に使用する。「現在」に分類される変数は、2000年度の値を分析に用いる。「未来」に分類される交付税の影響は、仮に誘致に成功した場合に得られるであろう財政的ベネフィットであって、2000年時点の自治体にとっては見込額である。法務省（2007）では社会復帰促進センターの経済財政的効果を報告しており、その中には地方交付税の増加額も含まれている。しかし、ここでの増加額は立地後から見た振り返りであって2000年時点では自治体が知ることができない。本稿は2000年時点で自治体が予測できた金額をもとに誘致判断を行ったと考え見込額の推計を試みる。地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額を人口と面積で回帰し（表5）、得られた人口の係数に社会復帰促進センター立地によって増加する人口数（1,995人⁽¹⁾）を掛け、地方交付税の増額と見なした（約3.8億円）。推定ではこの増額を人口数で除したものをさらに一人当たり地方交付税で除し、「交付税の影響」の変数名で用いる。

3.3. 推定方法と推定結果

社会復帰促進センターの誘致によりベネフィットが期待できるとはいえ、諸条件が異なる市町村では誘致する要因も一様ではなかろう。特に市と町村では人口や財政力の差が大きいため、これらを一括りに推定することはいささか強引であろう。推定は市と町村に分けて行い、類似性の観点から人口、財政状況、そして経済状況により対象を限定する。政令指定都市など人口の多い自治体や財政力に優れた市町村では誘致によるベネフィットよりも住民からの反対などコストが大きく、誘致するインセンティブが薄いと考えるのが自然であろう。誘致自治

体の状況に鑑み人口に関して市は50,000人以下、町村は18,000人以下を対象に、また、財政力に関してはいずれも財政力指数0.65以下の自治体の対象とする⁽²⁾。さらに、「市町村の類型」に基づき第三次産業人口割合が市は65%未満、町村は55%未満の自治体を対象とする。

被説明変数が二値であるため推定方法はロジスティック分析を用い、説明変数は前項で示した各変数である。ただし、対象サンプル内では誘致した市が行刑施設を有していなかったため、行刑施設の有無に関しては町村での分析においてのみ変数に加えている。これらの変数に関する基本統計量は表6にまとめられる。

地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額は測定単位に国勢調査人口を用いることが多いため、本稿で用いた変数である交付税の影響と人口変化率は相関を持ち、多重共線性が懸念される。相関係数に関しては両変数間での相関はそれほど高くなく(表7)。また、多重共線性に関しては同じ変数を用いた最小二乗法(OLS)を行ったうえでStata/IC 14.2を用いてチェックを行った(表8)。得られた結果から少なくとも統計学的には両変数を加えられると判断し、推定に用いた。

他方で、社会学的視点に鑑みるならば、本稿が仮定しているように人口と地方交付税は関係を有するため両変数を用いることに懸念がある。これに対して本稿では、人口変化率は1995年から2000年の変化、交付税の影響は2000年から2005年の変化を取っている。そのため時間にラグがあるため直接的な関係は無いと想定した。また、人口が減少する状況において施設を誘致することで、少なくとも人口減少に歯止めがかかる一方で地方交付税が増加すると想定し両変数を推定に加えた。

得られた推定結果から、市と町村において誘致に与える要因に共通点と差異が見られる(表9)。定数項を除き市は交付税の影響、公債費比率、失業率、そして面積が統計的に有意な結果が示され、いずれも正であった。他方、町村に関しては定数項を除き公債費比率と人口変化率、そして行刑施設が統計的に有意な結果を示し、公債費比率と行

刑施設が正、人口変化率は負の影響を示した。財政状況を表す公債費比率は市町村共通の誘致要因と成り得る。いずれも正であり財政状況の芳しくない市町村ほど誘致に前向きになることがうかがえる。

公債費比率以外は市と町村で誘致要因が異なる。市に関しては、交付税の影響が大きいほど誘致に前向きになりやすく、社会復帰促進センターによるベネフィットを期待していることがうかがえる。また、失業率が高い市が誘致に前向きになりやすいという結果から、財政のみならず雇用創出など経済的なベネフィットを期待していることがうかがえる。町村に関しては公債費比率以外では人口が減少している自治体ほど誘致に前向きになりやすい一方で、市のように交付税の影響は必ずしも誘致に影響を与えるわけではない。この結果は町村が誘致によるベネフィットを期待する以上に現状に危機感を抱いていることを表しているのではなかろうか。すなわち、受刑者であれ何であれ、人口減少に歯止めがかからない町村にとって人口が増加する要因はありがたく、将来的なベネフィットよりも重要であると捉えているのであろう。行刑施設を有している自治体は社会復帰促進センターの誘致に前向きになりやすいことが示された。こうした傾向は青森県や福井県などにおける原子力関連施設の集積などにも見られるものであり、Greenberg (2009) による CLAMP の仮説とも整合的である。上記の統計的に有意となった説明変数の分析結果は、いずれも無理なく理解できるもので直観に適ったものとなっている。

表3 誘致参加が確認できた自治体

市町村名	国勢調査人口	財政力指数	市町村名	国勢調査人口	財政力指数	市町村名	国勢調査人口	財政力指数
網走市	43,395	0.38	苫前町	4,645	0.12	石見町	6,484	0.18
苫小牧市	172,086	0.84	羽幌町	9,364	0.19	桜江町	3,604	0.12
稚内市	43,774	0.35	利尻町	3,417	0.09	金城町	5,216	0.18
芦別市	21,026	0.22	留辺蘂町	9,356	0.19	旭町	3,198	0.14
名寄市	27,760	0.29	白滝村	1,405	0.10	弥栄村	1,789	0.13
三笠市	13,561	0.17	鷗川町	7,232	0.23	三隅町	8,073	0.65
根室市	33,150	0.29	新冠町	6,204	0.19	竹原市	31,935	0.65
福島町	6,795	0.23	本吉町	12,101	0.23	芸北町	2,958	0.19
木古内町	6,665	0.21	横手市	40,521	0.50	甲山町	6,875	0.29
長万部町	8,032	0.18	喜連川町	11,310	0.65	世羅町	8,768	0.27
蘭越町	6,215	0.16	門前町	8,150	0.19	世羅西町	4,047	0.16
岩内町	16,726	0.33	加古川市	266,170	0.85	美祢市	18,638	0.41
栗山町	14,847	0.31	浜田市	47,187	0.50	東予市	32,993	0.53
沼田町	4,373	0.13	瑞穂町	5,304	0.17	枕崎市	26,317	0.34

注 人口は国勢調査人口。いずれも2000年度の値。

出所 筆者作成。

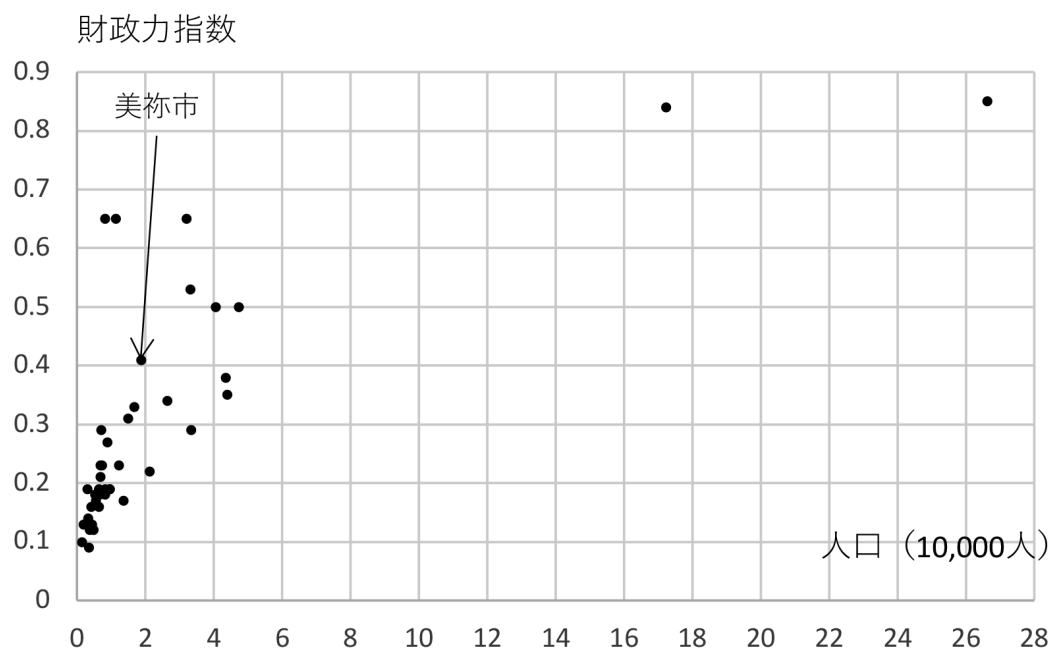


図2 誘致団体の人口と財政力指数の関係

注 人口、財政力指数ともに2000年度の値。

出所 筆者作成。

表 4 説明変数およびデータの出所

変数名 (単位)	変数作成方法	時間軸	データの出所
交付税の影響 (%)	一人当たり地方交付税増額/2000年度一人当たり地方交付税	未来	政府統計の総合窓口 「都道府県・市区町村のすがた (社会・人口統計体系)」 < https://www.e-stat.go.jp/regional-statistics/ssdsview >
公債費比率 (%)	公表データをそのまま使用	現在	
失業率 (%)	2000年度完全失業者数/2000年度労働力人口	現在	
面積 (km ²)	公表データをそのまま使用	現在	
人口変化率 (%)	1995年度から2000年度の国勢調査人口変化率	過去	
行刑施設ダミー	行刑施設を有する自治体に1、それ以外の自治体に0をとる二値	現在	法務省「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」 < http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16.html >

出所 筆者作成。

表 5 基準財政需要額の回帰

(1)	
VARIABLES	基準財政需要額
2000年度国勢調査人口	191.3787*** (6.8152)
2000年度面積	4,532.9425*** (1,085.6526)
定数項	-309350.8856** (135,240.6697)
Observations	3,218
R-squared	0.9747

注 Stata/IC 14.2を用いており、括弧内はロバスト標準誤差を表す。*** p<0.01、** p<0.05、* p<0.1。

出所 筆者作成。

表 6 基本統計量

Variable	市			町村				
	Mean	Std.Dev.	Min	Max	Mean	Std.Dev.	Min	Max
誘致自治体	0.0429	0.2034	0.0000	1.0000	0.0145	0.1194	0.0000	1.0000
交付税の影響	0.0785	0.0191	0.0458	0.1886	0.2078	0.0763	0.0404	0.8088
公債費比率	0.1599	0.0286	0.0870	0.2480	0.1418	0.0382	0.0180	0.3180
失業率	0.0410	0.0117	0.0188	0.0926	0.0319	0.0133	0.0040	0.1218
面積	194.5247	152.9407	15.9800	865.0700	115.3849	130.8366	3.7400	1408.0900
人口変化率	-0.0234	0.0314	-0.1358	0.0641	-0.0371	0.0440	-0.3079	0.4407
行刑施設ダミー	0.0429	0.2034	0.0000	1.0000	0.0031	0.0560	0.0000	1.0000

注 Stata/IC 14.2を用いた。サンプル数は市=163、町村=1591。

出所 筆者作成。

表 7 変数間の相関係数

変数間の相関係数 (市)				変数間の相関係数 (町村)			
交付税の影響	1.0000	交付税の影響	1.0000	交付税の影響	1.0000	交付税の影響	1.0000
公債費比率	-0.2057	1.0000	公債費比率	-0.1652	1.0000	公債費比率	-0.1652
失業率	-0.0471	0.0314	失業率	-0.0488	-0.0013	失業率	1.0000
面積	-0.4579	-0.0782	面積	-0.4144	0.0204	面積	1.0000
人口変化率	0.2487	-0.0819	人口変化率	0.1111	-0.0549	人口変化率	1.0000
			行刑施設ダミー	0.0054	-0.0091	行刑施設ダミー	1.0000

注 Stata/IC 14.2を用いた。

出所 筆者作成。

表 8 多重共線性の判定

市			町村		
Variable	VIF	1/VIF	Variable	VIF	1/VIF
面積	1.61	0.6195	面積	1.35	0.7384
交付税の影響	1.40	0.7157	交付税の影響	1.28	0.7812
人口変化率	1.29	0.7758	失業率	1.09	0.9194
失業率	1.14	0.8746	人口変化率	1.05	0.9529
公債費比率	1.10	0.9084	公債費比率	1.03	0.9671
			行刑施設ダミー	1.00	0.9992
Mean VIF	1.31		Mean VIF	1.13	

注 Stata/IC 14.2を用いた。表は VIF の値が大きい順に並べている。

出所 筆者作成。

表 9 推定結果

VARIABLES	(1)	(2)	(3)	(4)
	市	dy/dx1	町村	dy/dx2
交付税の影響	36.2749** (16.7566)	1.2896* (0.7259)	-4.6598 (5.2520)	-0.0645 (0.0740)
公債費比率	26.8252** (10.8576)	0.9536** (0.4409)	12.8283** (5.8227)	0.1775** (0.0864)
失業率	43.7829* (23.0552)	1.5565* (0.8548)	-30.5662 (28.2548)	-0.4230 (0.3983)
面積	0.0044** (0.0022)	0.0002* (0.0001)	0.0012 (0.0012)	0.0000 (0.0000)
人口変化率	-14.3968 (11.7732)	-0.5118 (0.4510)	-10.7081** (4.5077)	-0.1482** (0.00692)
行刑施設ダミー			3.5720** (1.4262)	0.0494** (0.0219)
定数項	-13.9314*** (3.4077)		-5.1386*** (1.9689)	
Observations	163	163	1,591	1,591
Pseudo R2	0.205		0.0995	
log likelihood	-22.97		-108.3	

注 Stata/IC 14.2を用いており、括弧内はロバスト標準誤差を表す。*** p<0.01、

** p<0.05、* p<0.1。

出所 筆者作成。

4. 誘致確率への交付税の影響

社会復帰促進センターは原子力発電所などと違い莫大なベネフィットが自治体にもたらされるわけではないが、市に関してはベネフィットへの期待が誘致に影響を持つことが示された。本稿の結果は、迷惑施設と分類される施設であったとしても、自治体に十分なベネフィットを提示することで受容施設に転換できる可能性があることを示唆している。したがって、自治体が迷惑施設を受容施設と認識しうるようなベネフィットの境界線を示すことは、社会復帰促進センターのみならず高レベル放射性廃棄物最終処分場や自衛隊の演習場など他の迷惑施設の立地においても応用できる可能性があり、政策的に有益であろう。

ベネフィットによる誘致確率への影響を推計するために、本稿の推定結果を用いてロジスティック変換の逆変換を行い、地方交付税の変化と誘致確率の関係から迷惑施設が受容施設に転換する水準の推計を試みる。推定結果から他の変数を平均値で固定し、交付税の影響のみを変化させたときの誘致確率をプロットすれば図3のように示され、散布図から交付税の影響の増加とともに誘致確率が上昇することがうかがえる。推定で用いたように横軸の交付税の影響は期待される一人当たり地方交付税増額の2000年度一人当たり地方交付税に対する割合であり、自治体が享受するベネフィットの大きさである。縦軸の50%を自治体行動の境界線と読み取れば、それよりも高い領域では自治体は誘致に傾倒しやすく、低い領域では誘致に消極的になると解釈できる。交付税の影響に照らし合わせれば、誘致確率50%となるのは約19.50%であり、これを超える影響がある場合はさらに誘致確率は高まる。言い換えると、他の変数を制御したうえで現在の一人当たり地方交付税に対し約19.50%以上の増額が期待できるのであれば、自治体にとって社会復帰促進センターは迷惑施設から受容施設へと転換する蓋然性が高まると考えられる。

誘致確率

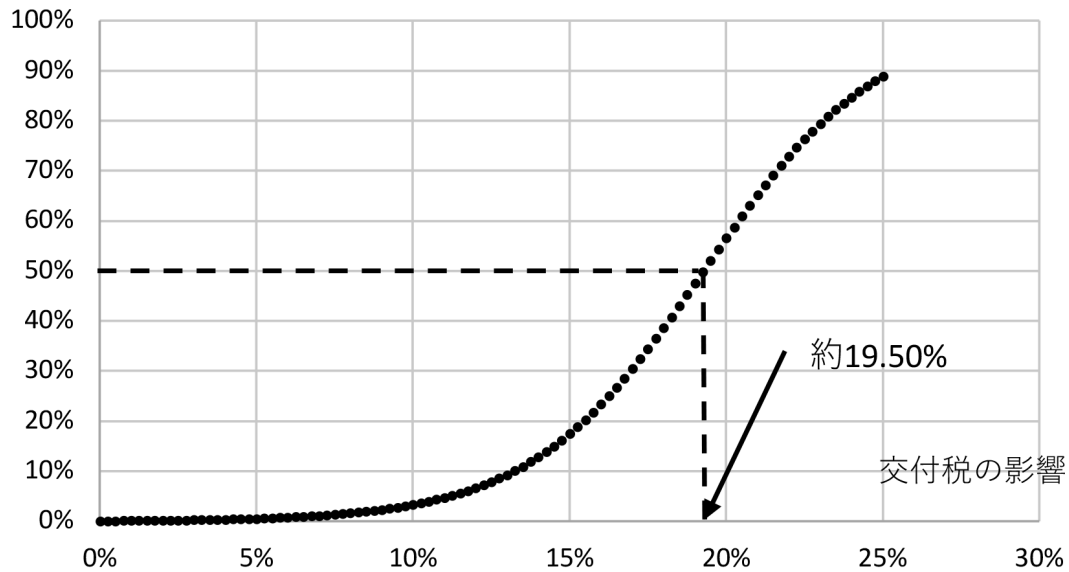


図3 交付税の影響による誘致確率の変化

出所 筆者作成。

5. おわりに

住民が忌避し、それによりいずれの自治体からも立地を敬遠されるような施設が迷惑施設と認識されるが、真に迷惑施設であるならば立地されることはないだろう。いずれかの自治体に立地し存在する以上施設は迷惑施設ではなく受容施設であり、そこには受容を促す何らかの要因が存在する。反対に、高レベル放射性廃棄物最終処分場など、遅々として立地が進まず、誘致を検討する自治体でさえ少数といった状況にある施設に関しては受容を促す要因が不足していると考えられる。

本稿が着目した社会復帰促進センターは自治体の自発的な誘致を受けた。したがって、特定の自治体にとって社会復帰促進センターは迷惑施設ではなく受容施設であり、コストをベネフィットが上回ると認識された施設であった。本稿の分析結果に基づけば、自治体の財政状況に加え、期待される交付税の影響も誘致に影響する。国からの補助金など金銭供与による迷惑施設の誘致誘導は時に感情的な批判を招き

やすく、時には地域住民間の対立を煽りかねない。しかし、金銭供与は迷惑施設を受容してくれた、あるいは受容してくれる自治体に対する正当な対価であり、決して忌むべき手段ではない。むしろ、正当な対価であるとの認識のもと、十分な金額を自治体に提示することが政策遂行者の責務であろう。

推定結果をもとにして行った本稿の推計は自治体が迷惑施設を迷惑と見なさなくなる点が存在することを示すものである。今後、高レベル放射性廃棄物最終処分場や産業廃棄物処理施設など、他の迷惑施設の立地研究に拡大することが今後の課題である。

参考文献

- (1) Whitfield, Dexter. (2008) “Economic Impact of Prisons in Rural Areas A Literature Review”, *European Services Strategy Unit*, 1-26.
- (2) Orrick, David (1989) “New construction as a solution to jail overcrowding: Some policy and funding considerations”, *American Journal of Criminal Justice*, 14 (1), 71-86.
- (3) Walker, Hannah L., Rebecca U. Thorpe, Emily K. Christensen, and JP Anderson (2016) “The Hidden subsidies of rural prisons: Race, space and the politics of cumulative disadvantage”, *Punishment & Society*, 19 (4), 393-416.
- (4) Courtright, Kevin E., Susan Packard, Michael Hannan, and Edward T. Brennan (2010) “Prisons and Rural Pennsylvania Communities: Exploring the Health of the Relationship and the Possibility of Improvement”, *The Prison Journal*, 90 (1), 69-93.
- (5) 喜連川社会復帰促進センター<<https://www.kitsuregawa-center.go.jp/>> (2020年12月27日閲覧)。
- (6) King, Ryan S., Marc Mauer and Tracy Huling (2004) “An Analysis of The Economics of Prison Siting in Rural Communities”, *Criminology & Public Policy*, 3 (3), 453-480.
- (7) Greenberg, Michael R. (2009) “NIMBY, CLAMP, and the location of new nuclear-related facilities: U.S. national and 11 site-specific surveys.”, *Risk Analysis*, 29 (9), 1242-1254.
- (8) 国土交通省「国土数値情報ダウンロード」<<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>> (2021年7月25日閲覧)。
- (9) 島根あさひ社会復帰促進センター<<http://www.shimaneasahi-rpc>

- go.jp/> (2020年12月27日閲覧)。
- (10) 政府統計の総合窓口「都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）」<<https://www.e-stat.go.jp/regional-statistics/ssdsview>>
- (11) Turner, Robert C. and David Thayer (2003) “Yes in My Backyard! Why Do Rural Communities Use Prison Based Economic Development Strategies?”, <http://citeseerx.ist.psu.edu/viewdoc/download;jsessionid=CD B3492F5F35C1AAD292153DB011441D?doi=10.1.1.529.5924&rep=rep1&type=pdf>. (2020年12月27日閲覧)。
- (12) Che, Deborah (2005) “Constructing a Prison in the Forest: Conflicts Over Nature, Paradise, and Identity”, *Annals of the Association of American Geographers*, 95 (4), 809-831.
- (13) Tootle, Deborah M. (2004) “The Role of Prisons In Rural Development: Do They Contribute to Local Economies?”, <https://www.prisonlegalnews.org/media/publications/Prisons%20as%20Rural%20Development%20Economic%20Study%20Deborah%20M.%20Tootle%202004.pdf>. (2020年12月27日閲覧)。
- (14) 播磨社会復帰促進センター<<http://www.harima-rpc.go.jp/>> (2020年12月27日閲覧)。
- (15) Hannan, Michael J. and Kevin E. Courtright (2011) “Exploring the Perception of Economic Impact of State Correctional Institutions in Rural Pennsylvania”, *International Journal of Business and social Science*, 2 (22), 51-69.
- (16) 福岡県「類似団体比較カード（平成13年度から令和元年度）」<<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ruidancard.html>> (2021年7月26日閲覧)。
- (17) Hooks, Gregory, Clayton Mosher, Thomas Rotolo and Linda Lobao (2004) “The Prison Industry: Carceral Expansion and Employment in U.S. Counties, 1969-1994”, *Social Science Quarterly*, 85 (1), 37-57.
- (18) Huling, Tracy (2002) Building a Prison Economy in rural America, In Marc Mauer and Meda Chesney-Lind (eds.), *Invisible Punishment: The Collateral Consequences of Mass Imprisonment*, New York: The New Press.
- (19) Blankenship, Susan and Ernest J. Yanarella (2004) “Prison Recruitment as a Policy Tool of Local Economic Development: A Critical Evaluation”, *Contemporary Justice Review*, 7 (2), 183-198.
- (20) Hoyman, Michele (2002) “Prisons in North Carolina: Are They a Viable Strategy for Local Communities?”, *International Journal of Economic Development*, 4 (1), 1-35.
- (21) Hoyman, Michele and Micah Weinberg (2006) “The Process of Policy Innovation: Prison Sitings in Rural North Carolina”, *The Policy Studies*

- Journal*, 34 (1), 95-112.
- (22) 法務省 (2017) 「PFI 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する検討会議 報告書」 <<http://www.moj.go.jp/content/001222161.pdf>> (2020年12月23日閲覧)。
- (23) 法務省「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」 <http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-03.html> (2020年12月29日 閲覧)。
- (24) 法務省『犯罪白書』 <http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html> (2020年12月23日閲覧)。
- (25) Bonds, Anne (2013) “Economic Development, Racialization, and Privilege: “Yes in My Backyard” Prison Politics and the Reinvention of Madras, Oregon”, *Annals of the Association of American Geographers*, 103 (6), 1389-1405.
- (26) 美祢社会復帰促進センター <<https://www.mine-center.go.jp/>> (2020年12月27日閲覧)。
- (27) Robertson, Craig T. and Melvin C. Ray (1994) “Public attitudes toward prison capacity expansion in Mississippi”, *American Journal of Criminal Justice*, 19 (1), 99-115.
- (1) 2007年稼働時の受刑者（男）500人、受刑者（女）500人。国職員175人、民間職員約820人の合計。
- (2) 東京都三宅村は火山運動に伴う全島避難の影響で、2000年時点での国勢調査人口が0人となっていたため、これはサンプルから除外している。また、これらの条件付けを行ったため誘致が報道された市町村のうち財政力指数が0.65を超える自治体はサンプルから除いた。

政経研究 第五十八巻 索引

論 説

建設的保守主義と戦間期のイギリス保守党 ——ボールドウィン保守主義をめぐる新地平——	渡邊 容一郎 ……一 (一)
---	----------------

欧州人民党とファイデス ——ハンガリー権威主義政党の処分と脱退——	山 本 直 ……二 (一)
--------------------------------------	---------------

啓蒙の世紀とアダム・スミス ……	山 口 正 春 ……二 (二九)
------------------	------------------

政策立案における Public Relations の役割 ……	岩 井 義 和 ……二 (二〇)
----------------------------------	------------------

外国為替取引における米ドル決済リスク ——クロスボーダー取引における決済通貨に米ドルを選択するリスクとは——	横 溝 えりか ……三 (八四)
---	------------------

五輪開催期間における日本のニュース番組の報道傾向 ——北京五輪・ロンドン五輪・リオ五輪報道の比較から——	中 正 樹 ……三 (六〇)
---	----------------

市町村の社会復帰促進センター誘致を促す要因……………斎藤英明…三
四（二四）

特別講演

台湾地方産業経営創新……………李福斯…一（六四）
——政府社会事業支持與企業的社會性現況
（台湾地域産業経営革新——政府による社会事業支援と企業の社会的現況）

資料

ジョン・ステュアート・ミル……………川又祐祐…二（九二）
『代議制統治論』自筆草稿
——第14章と第15章（翻刻）——
トーマス・ロックリー……………吉野篤介…二（九二）

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

執筆者紹介
掲載順

横溝 えりか
日本大学教授
中 正 樹
日本大学准教授
斎藤 英 明
日本大学非常勤講師

機関誌編集委員会

委員長
副委員長
委員

大岡 健 輔
賀 来 健
南 拓 也
大久保 美 典
小 野 雅 之
加 藤 真 理 子
黒 滝 英 一 郎
高 畑 史 仁
友 岡 え り か
横 溝 徳 夫
石 川 徳 幸
石 橋 正 孝
大 熊 圭 子
杉 本 竜 也
加 藤 暁 子
中 静 未 知
野 村 和 彦
松 島 雪 江
米 崎 実 寛
前 田

政経研究 第五十八巻第三・四号

令和三年十二月十四日 印刷
令和三年十二月二十四日 発行
非売品

編集責任者
日本大学法学会
小 田 司

発行者 日本大学法学会
電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区神田猿樂町二一四 A&Xビル
印刷所 株式会社メディオ
電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 58 No. 3 · 4 December 2 0 2 1

CONTENTS

ARTICLES

Erika Yokomizo, *USD Settlement Risk in Foreign Exchange Transactions*

Masaki Naka, *On the Coverage Trends in Japanese TV News During Olympic Games: A Comparison of TV News of the Beijing, the London, and the Rio Olympics*

Hideaki Saito, *Factors encouraging municipalities' solicitation of social rehabilitation program centers*